

昭和五十二年四月三十日発行

萬葉學會

古事記「訓読」の論……………西宮一民（一）

祈年祭祀詞についての一考察……………粕谷興紀（三）

黄葉片々

赤人の春雑歌四首について……………清水克彦（四）

「おぼのびに」と「とぼしろし」……………森重敏（四）

——付けたり、「をぐきがまほし」——

書評

北山茂夫著『續萬葉の世紀』……………東野治之（五）

彙報……………（五）

紹介……………（五）

会員名簿補訂……………（五）

萬葉

第九十四號

昭和五十二年四月

第九十三號目次

貧窮問答の歌——短歌をめぐって——……………芳賀紀雄
赤人の吉野……………坂本信幸
ひと(人)かそ(父)おや(親・祖)……………森重敏
——付けたり、オニ・モノ・タマ・カミについて——

書評

伊藤博氏著『萬葉集の歌人と作品』
上・下二巻を読む……………井村哲夫
吉井巖氏著『天皇の系譜と神話 二』……………次田真幸
八木毅著『日本靈異記の研究』について……………小泉道

古事記「訓読」の論

西宮 一民

一 古事記における「訓読」の概念

一般に「訓読」といはれるのは、漢文を日本語で読むことをさす。すなはち、その漢文は元来中国語で読むべきものでありながら、日本語の語序に合はせ、日本語に翻訳して読むことをいふ。といふことは、その漢文を「訓読」しようとする意志が生じたときに「訓読」といふことがなされるのであつて、その意志がなければ当然中国語で読まれるわけである。

日本に漢籍が将来された当初は、当時の中国人（古代朝鮮人を含む）を師として学習したのであるから、漢籍は中国語で読まれたものと推定される。したがつて、もし日本人が漢字といふ文字を用ゐて思想を表現し、事件を記録するとすれば、中国人の発想や表現に則つて、すなはち端的にいへば、心は中国人になりきつて、中国語で文章を書いてゐるのだと考へてよい。これが「漢文体」なのである。

ところが、日本人の漢字使用の長い歴史の間に、漢字の意味を日本語に翻訳し、また漢文を日本語で「訓読」といふ方法を案出していった。返読の方法や助字の不読、訓添へなどがそれである。この行為は、原漢文を少しも損つてはゐない。それに対して、日本人が自らの思想を表現し、事件を記録するに當つて「変体漢文体」なるものを発明した。これは、漢文体を損ふことによつて日本語文として読めるやうに工夫した文体である。簡単にいへば、「鬼と逢へば返る」といった漢文訓読の最も基本的な形式を最小単位として、その単位を連結して、最後に文末助字が置かれ、文が終止するといふもので、中国語では読めない文体である。このやうな文体は、漢文の訓読に習熟してきた過程において誕生したものである。すなはち、「変体漢文体」を用ゐて文章を書くといふことは、「漢文の訓読」といふ方法を技術的に体得してゐる場合に可能なのだといふことを忘れてはならない。この点が、同じく日本語文を目指す「和文体」と基本的異なるのであつて、和文体には、「漢文の訓読」とい

ふ方法は始めから不要であり、無関係のことであつた。

ここにおいて、日本語文を目指す場合の、〈変体漢文体〉と〈和文体〉との、長所と短所とについてみておかう。むろん、漢字（「表意文字」また「表語文字」としての「漢字」の意。以下同じ）と片仮名・平仮名とのやうに、字種によつて区別する方法が発明されるより遙かに以前の時代であり、また漢字と仮名（「表音文字」としての「音仮名」と「訓仮名」とをさす。以下同じ）との区別を、文字の大小によつて表記する方法さへも未発明であつた時代の^①ことであるとしておく。

もし、日本語文を目指すならば、誰しも〈和文体〉が最良と思ふはずである。果してさうであらうか。尤も、一口に和文体といつても、(イ)漢字のみによる文章、(ロ)仮名のみによる文章、(ハ)漢字と仮名の混淆による文章の三種があつた。今、各々について、その長所と短所について考へてみよう。

(イ)の漢字のみの文章では、語順が確定してゐること、敬語の表記ができるなどの長所をもつが、句切が判然としないこと、その漢字がいかなる日本語で訓まるべきかといふ語形の問題が残るといふ短所をもつ。

(ロ)の仮名のみの文章では、語順が確定してゐること、敬語や時制が表記できるなどの長所があり、さらに日本語の語形が完全に把握

できるといふ長所があるが、さりとて日本語の特徴の一つである同音異義語の多さの故にかへつて文意がとりにくくなるといふ短所をもち合はせてゐること、また句切が判然としないことなどの短所をもつ。

(ハ)の漢字と仮名の混淆による文章では、字面（文字の排列）において法則性をもたせぬ限り、漢字と仮名の区別がつかないので読めたものではないといふ最大の短所をもつ。『万葉集』の歌の表記に多用されてゐるけれども、歌だから読めるのである。

これに対して、〈変体漢文体〉はどうか。〈漢文体〉を下敷きにしてゐるから、句切は確定するし、語順はいはゆる返読の最小単位の積重ねであるから日本語の語順として読めるわけであり、文章としても簡潔であり、助字を日本語の助詞に固定させれば、全体を日本語文として読ませることができるといふ長所がある。〈和文体〉の最大の欠点である句切の問題を解消しうるのである。敬語も表記できる。しかし時制は不十分であり、また漢字がいかなる日本語で訓まるべきかといふ語形の問題が残るといふ短所をもつ。

この一般論をふまへて、『古事記』についてみよう。「序」は漢文体で書かれてゐる。中国語で読めるが、「漢文の訓読」の方法で読むこともできる。次に「本文」は韻文と散文とに二分できる。韻文は、和文体の(ロ)の仮名のみの表記である。すでにその長所と短所

については述べたが、『古事記』は歌謡に用ゐてゐるので、歌の型式が読み方を決定してくれる。散文の方は、漢文体の文章も一三箇所^②に混在してゐるけれども、総じて変体漢文体である。この文体の長所と短所についても前に述べたが、『古事記』では、その短所を克服する手段として、「訓注」と「音注」といふ注記方式をとつた。

「訓注」は、その漢字がいかなる日本語で訓まるべきかといふ語形を指示するものである。すなはち、『古事記』の漢字は総じてむつかしくはなく、当時の通用文字的な機能をもつと考へられるやうな平易な文字を使用してゐるのであるが、それでも二訓以上をもつ文字に対し、たとへば「石」をイシと訓むかイハと訓むか迷ふやうな場合に、「これはイハと云ふ」と指示し、「下此しもこれに倣ならへ」とし、以下はそのままイハと訓ませ、イシと訓ませる場合には改めてその注記を付けるといふ方式である。これによつて、漢字の訓法がわかるので、上述の短所は克服できるわけである。念のために、『日本書紀』にも「訓注」があるけれども、これは、中国語で読む人に対して、「日本語では何々と云ふ」と紹介してゐるのであるから、『古事記』の「訓注」とは性格を異にすることを付言しておく。

「音注」は、古伝承・古語を語形として確実に伝へたいために、仮名表記化したものについて、その字が「仮名」であることを指示したものである。すなはち、漢字と仮名との混淆表記において、も

しそれが散文である場合は何ら区別の方法がないから、ありていにいへば読めたものではないのである。それで、「これこれの文字は仮名を用ゐた」と注記することによつて、漢字と仮名が区別できるので読めることになつた。『古事記』が読めるのは、一つにはこの「音注」による。この「音注」を付けた語句は長文ではないから、同音異義語に悩まされることはない。また『日本書紀』には、この種の「音注」がない。何故なら、漢文体だからである。よし仮名が用ゐられても、それは固有名詞に限られ、かつその位置によつて漢字と仮名との区別がついたから、「音注」は不必要だつた。

以上を要約すれば、『古事記』は、日本語文を目指して書かれたものであり、そのために当時において最も有効だと考へられたはずの、変体漢文体といふ文体を選び、かつその短所を補ふために「訓注」と「音注」を付けて、へ読めるやうに配慮されたものといへる。したがつて、読者は、その文体と注記の機能に応じて、日本語で読むこと（すなはち「訓読」）をすればよいわけである。これを『古事記』は読者に要求してゐるのに対して、『日本書紀』はもと「訓読」されることを要求してゐなかつた点が著しく異なるのである。

ここにおいて、『古事記』の「訓読」といふことは、述作者が読者に要求したことなのであるから、先づ述作者の記定の方法がどれだ

け確かなものかを知らなければならぬ。これについて次節以下に検討することにしようと思ふ。

注

- ①拙稿「古事記上巻文脈論」(『国語と国文学』五三の五、昭和51年5月)
- ②福田良輔「古事記の純漢文的構文の文章について」(『古代語文ノート』南雲堂桜楓社、昭和39年2月刊)
- ③拙稿「日本書紀『訓読』の論」(『国語国文』四六の六、昭和52年6月)

二 「訓注」の論

『古事記』の「訓読」に当つて、「訓注」の方法をよく理解する必要がある。「訓注」は、漢字の訓法を指示したものであるから、その語形の通り訓めばよいといふものの、機械的に行かぬところもあつて、その箇所についてはさまざま考へがなされてゐる。それほど問題になるといふのなら、「訓注」の付け方が拙いのだといふ批評が出るかもしれないが、果してどうだらうか。

(1)天地初発之時、於高天原成神名、天之御中主神。へ訓高下天云阿麻。下效此。

右は、『古事記』冒頭なるが故によく知られた部分である。第一

の「天地」の「天」について、拙著『古事記』(桜楓社、昭和48年3月刊)の「凡例」において、「音読か訓読かについては、例えば、『天地・大王』をテンチ・タイワウと音読しようが、アメツチ・オホキミと訓読しようがそれはかまわない。上代これらの語が漢語として音読されたことは容易に察せられる。しかし、本書では訓読しようとしているので、倭語でよむことにする」(一二頁)と述べた。

この傍線部は甚だ不穏当で、上述の如く『古事記』は日本語で読まれることを要求してゐるので、「訓読」しなければならないものであるから、傍線部は抹消する必要がある。だといつて、当時の日本語に、テンチ・タイワウといふ漢語を音読した形がなかつたと考へてゐるわけではない。しかし、この(1)の場合の「天地」は、別の理由でアメツチと訓まねばならないのである。その理由は追つて述べる。

先づ「訓高下天云阿麻。下效此」といふ訓注は何を意味するか。「高天原」の「天」についてのみの注であることはいふまでもない。諸説ある中で、小松英雄氏の、

「高天原」の「天」字が「アマ」であることは、とりもなおさず、それが「高天原」ではなく、「高天原」という構成の語であることをものがたつてゐるのである。^①

とする説に注意したい。これを語構成の把握への指示とみる点で私

も賛成である。ただ、氏の「とりもなおさず」は性急に過ぎると思はれる。私は次のやうに考へる。

もしこの訓注がなかったら、タカ||アマノハラ▽タカマノハラか、もしくはタカアメ||ノハラ▽タカメノハラかに訓まれたはずであり、そして、タカアマ||ノハラ▽タカマノハラと訓まれることはなかつたといふことだけは確認しておかねばならない。何故なら、「高天」の単位において、後項の「天」がアマではありえず、常にアメだからである。すなはち、「高天」とあれば、必ずタカ(ア)メであつて、タカ(ア)マの被覆形で終ることはないのである。たとへば、

真鋒田高天(雄略紀二年一〇月条)

において、『日本書紀』の『私記甲本』では、「真鋒田・高天」と訓み、前田本・図書寮本雄略紀、また『新日本紀』(巻十七、秘訓二)では「真鋒・田高天」と訓み、区切りは異なるけれども、「高天」はタカ(ア)メであるが如し。

ここにおいて、「高天原」に対する訓注がアマであることは、タカ||アマノハラといふ語構成であることを明瞭に示してゐるといへるのである。すると、その意味は「高い、天の原」といふことになる。では何故、かかる語構成を示す必要があつたのだらうか。むしろ、この訓注がなかつたら、タカ(ア)メ||ノハラといふ訓み方も

可能だつたからである。もしさう訓まれたとしたら、今日の奈良県の地名に、

奈良市高天町・南新町高天、御所市高天(もと南葛城郡葛城村大字高天と大字極楽寺小字高天との二つあり)

といふのがある(タカマの発音である)が、そのやうな地名と解される可能性が十分にあつた。それで、アマの訓注を付けることによつて、「高天(地名)の原」の意ではなく、「高い、天の原」の意であることを指示したのである。

次に、「高天原」の発音についても考へておかう。これは一般にタカマノハラと訓まれてゐる。語構成はタカアマノハラでも、上代では母音の並列を嫌ふのでタカマノハラと発音されたといふ理由である。私も上代一般の発音としてはそれを認める。しかし、『古事記』のみはタカアマノハラと訓ませようとしてゐるのだと主張する。それは、訓注にアマとあるから、機械的に代入しようといふ理由からは決してない。それは、

八尺鏡へ訓三八尺ニ云三八阿多(天石屋戸の条)

の訓注との関連においていへることなのである。この訓注は、「八」は訓仮名で、「阿多」は音仮名であるが、訓注はすべて音仮名で通してゐるのに、これは異様である。これは少くとも、「八(多数)アタ(長さの単位)」といふ語構成を示し、かつゆつくり丁寧な発音

した場合の語形を示したものと理解すべきものである。「八阿多」はヤアタと発音させるための訓注であつて、上代一般のヤタの発音をせよと暗示してゐるのではないと考へられる。これと同様に、「高天原」の訓注アマも考ふべきもので、語構成を示すと同時に、ゆつくり丁寧な発音した語形をも示してゐるのだと。すなはち、タカアマノハラと訓むことを『古事記』が指示してゐるのだと私は主張する。

次に、「天之御中主神」の「天之」はどう訓むか。『日本書紀』神代上の「天御中主尊」は、弘安本（卜部兼方）・乾元本（卜部兼夏）の訓にアマノミナカヌシとある。また「天探女」（神代紀下）の訓注は「阿麻能左愚謎」である。さうすると、「天之御中主神」がアマノミナカヌシの神と訓まれても別にをかしくはないし、事実さう呼ばれたことがあつたらう。ところが『古事記』はそれを退けて、アメノミナカヌシの神と訓ませようとしてゐるのだと私は考へる。

その理由は、「訓高下天云阿麻。下效此」といふ訓注の位置にある。誰も不審に思ふやうに、この訓注は「高天原」の直後にあつてこそ然るべきなのに、「天之御中主神」の直後にあるといふことである。これは、わざわざ訓注の位置をずらしたものと考へられる。すなはち、「天之御中主神」がアマノミナカヌシの神と訓ま

れる事実があつたので、アマと訓むのは、前掲「高天原」の時だけだといふことを対比的に強調し、アメノミナカヌシの神と訓ませることを確認するために、「天之御中主神」の直後に位置をずらしたのだ、と私は考へる。

さて、このやうに、「高天原」から「天之御中主神」へと「天」についての訓読が定まつてゆくといふことは、冒頭「天地初発之時」の「天地」がアメツチと訓読し始めた勢ひを以ての上での納まりであつた、といふことに気づくのである。むろん、「天地」は並列語として、訓読すればアメツチであることは定まつてゐることではあるけれど、「かりに訓読すれば」といふのではなく、アメツチと「訓読すべき」姿勢で開始してこそ、「高天原」「天之御中主神」における「天」の訓読を指示する「訓注」が生きてくるのである。それを、最も合理的な形式で、「高天原」の「天」の訓をアマで示し、その位置を「天之御中主神」の直後にずらすことによつて成功したのである。かかる理由において、「天地」はテンチと音読すべきものではなく、アメツチと訓読すべきものであるといへるのである。

(2) 天比登都柱へ訓天如天。天一根へ訓天如天。天知迦流美豆比売へ訓天如天。

右の「訓天如天」といふ訓注は、この三例に限られてゐる。この訓注は何を意味するものであらうか。

第一の考へ方は、「如天」とあるからには「天」字の訓が定まつてゐなくてはならないとするものである。近年小林芳規博士の主張される〈訓漢字〉の発想もそこにあると考へられる。つまり、氏によれば、訓漢字は、

訓と漢字との対応が定着し、一定の訓は所定の漢字で表すという関係が習慣的に成立し、或る範囲の識字層に通用する社会性と体系性とを帯びたもの。

といふ^⑧。果してさうであらうか。

第二の考へ方は、本居宣長にみられるもので、理由は示さず、ただかうなつてゐるとするもので、

阿米乃・阿麻乃^{アマノ}などは、直に阿米某^{アマメナニ}と云を、如是^{カク}は註^{シル}せり、といふ（『古事記伝』五之巻）。

第一の考へ方についてみるに、「一定の訓」といつても、「天」字には、宣長の指摘するやうに、アミノ・アマノ・アメ・アマの四通りがあるのだから、その何れを以て「一定の訓」とするかが先づ以て問題なのである。私は、「訓^レ天如^レ天」といふ訓注は、「天」字を見たら最も多くの人々が常識的にかう訓むといふ唯一の訓を指したものであると考へる。

第二の考へ方は、「高天原」の「天」はアマノであり、「訓^レ天如^レ天」の「天」はアメであり、何も注のないものはアメノであり、ア

マと訓むものについては注はない、と述べる（『古事記伝』三之巻）やうに、強ひて「理由」らしきものを求めると、訓注の有無に基くといふ理由である。この考へ方に従へば、アマは論外（阿麻某^{アマメナニ}と訓べき註は見えず、其^ツはたま〜記中に然註すべき処はなきにやあらむ）として、無注はすべてアミノと訓まねばならぬはずなのに、

天之石位・天之新巢・天浮橋・天逆手・天佐具壳・天鳥船・天沼矛

の「天之」「天」はアマノと付訓してゐるのである。恐らく「されど定^{サダ}かなる証^{シルシ}の見えぬは、姑^ニく旧訓^{フルヨミ}に従ひつ」（『古事記伝』四之巻、「天沼矛」の語釈の項）といふのであらう。確かに、「天之石位」と「天佐具壳」は、『日本書紀』の訓注によればアマノイハクラであり、アマノサグメである。また『伊勢物語』（九六段）によれば「天逆手」はアマノサカテである。もしもこのやうな方法で、無注の「天之某」「天某」をみてゆくと、ほとんどすべてアマノ某になつてしまふであらう。何故ならば、『日本書紀』の古訓はすべてアマノ某なのであるから。ここに宣長の考へ方に不徹底さがあつたといふべきである。

では私の考へを述べよう。わかりやすくするために、「訓^レ天如^レ天」と同種の訓注として、よく引合に出される「訓^レ石如^レ石」の方からみて行かうと思ふ。

(イ)石土毗古神へ訓石云伊波。……下效此也。(上巻、神生みの条)

(ロ)石比売命へ訓石如石。下效此。(小石比売命(下巻、宣化))

この(イ)と(ロ)において、「石」字の訓はイハとイシとの二つあることを意味してゐるのである。そして、これは、小林芳規氏が理解されるやうな、(ロ)の「石」が「訓漢字」であつて、(イ)の「石」はそれからはみ出たものであるから仮名注にした、といふのではなくて、たまたま「石」をイハと訓ずべき例が先に出てきて、もう一つの訓イシの方が後から出たわけで、その後出のものに対して「訓石云イシ」の如き訓注をつけることは、形式的には整ふかもしれないが不必要なことであつたと考へられる。すなはち、前出でイハの訓を示せば、後出は残りの一訓イシであることはいふまでもないから「石」の字を以てしたのである。それを音仮名でイシと記さず、「石」で示したのは、表記上の手間を省くためであつたらう。かくして「石」には、イハとイシの両訓が並存してゐたからこそ、このやうな注の方法が可能であつたのである。もし初出がイシであれば、後出は「石」字でイハと訓ませることになるだけの話である。

これと全く同様に「訓天如天」も説明できる。(1)において既述の如く、「天地」の「天」は並列語としてアメと訓めることは当時いふまでもなかつた。「高天原」の「天」は、訓注では「阿麻」と

しか示してゐないが、実際にはアマノであり、「天之御中主神」の「天之」はアメノであつた。すると、単にアマ・アメと訓む場合には訓注が必要になつてくるのは当然である。その場合、アマは、「高天原」といふ限定性があるにしても「阿麻」の語形は既出のものであるから、アメと訓む場合にのみ注すればよいといふことになる。その場合形式を整へるつもりなら「訓天云アメ」とすればよかつたが、その必要はなかつた。したがつて、「訓天如天」と記したのだと考へられる。つまり、「天」には、アメ・アメノ・アマ・アマノおよびアマツの五訓が共存してゐたのであつて、だからこそその何れの語形で訓ませるかを、最も効率よく注してゐるのである。もし「訓漢字」などといふ概念で、「天」がアメといふ訓に固定してゐたから「訓天如天」と付けられたと解するならば、それは論理的な矛盾であつて、それなら誰でもアメと訓めるのだから、「訓天如天」などといふ訓注は全然不要だといはねばならぬのである。

この意味で、宣長が単にアメと訓み、ノは訓添へないのだとしたことは結果的には正しかつたのである。ただ理由が成立たなかつたために、總体的な付訓に乱れを生じさせたのも当然のことであつた。もし、宣長の如く、注の有無によつて考へるのならば、別の面でなさればならなかつたはずである。それは、「天降」「天照」の

如く動詞が続く場合、「天津」(また語彙的に判別できる「天^{アマツ}」)の如くツが続く場合、また「天語歌」「天田振」の如く、歌詞から判明する歌曲名のアマには注を付けてゐないのであつて、語彙的に自明のことだつたからである。また、アメノと訓む場合は、「天之御中主神」において「高天原」のアマの訓注を直続させることによつてアメノと訓むことを悟らせたから、以後注を付ける必要はなかつたのである。結果的には宣長がいふやうに、無注はアメノだとするのと一致することになる(ただし、不徹底な点やアマ某の類を除く)。

拙著『古事記』の付訓において、アマ・アマノ・アマツ・アメ・アメノの訓み分けはすべてこの理由によつてなしたものである。したがつて、「天佐具売」「天之石位」が『日本書紀』の訓注にアマノサグメ・アマノイハクラとあるからといつて、それを援用してはゐない。元来書紀の訓注は古語を温存し、中国人に対し、「此には(日本語では)——と云ふ」と示さうとしたものである。それに対し、『古事記』も古語・古伝の温存を図ることを主たる目的としてはゐるが、少くとも「天」字の訓については大部分アマよりは新しいアメの語で統一的に用ゐる、またアメノを頻用してゐる点に特色がある。これは、推古時代以降、中国より新しく導入された「天」の思想^④を意識した結果ではないかと考へられる。

ここにおいて、上代文献におけるアマとアメとの仮名書例について検討しておかう。

(一)アマ

A 阿麻がけり(万葉5、八九四) 安麻くだり(同18、四〇九四)
 安麻ごもり(同15、三七八二) 阿麻さかる(神代紀下) 安麻そそり(万葉17、四〇〇三) 阿麻だむ(記、允恭) 阿麻とぶ(同上)
 安麻でらす(万葉18、四一二五) 安麻てる(同15、三六五〇) 阿麻はせづかひ(記、上)

B 阿麻くも(万葉5、八〇〇) 阿麻ぢ(同、八〇二)

C 阿麻豆かみ(続紀、天平一五年) 安麻都みづ(万葉18、四一二二) 安末豆やしろ(和名抄「天神」の項) 天津日嗣(記、上)

D 安麻乃はら(万葉14、三三五五) 阿麻能やそかげ(推古紀二〇年) 安麻能しらくも(万葉15、三六〇二) 阿麻能みそら(同5、八九四) 安麻能がは(同18、四一二六) 阿摩能よさつら(神代紀上) 阿麻能いはくら(神代紀下) 阿麻能さぐめ(同上) 安麻能ひつぎ(万葉18、四〇九八)

(二)アメ

E 阿米つち(万葉5、八一四) 阿米つし(同20、四三九二)

F 阿梅かなばた(仁徳紀四〇年) 安米ひと(万葉18、四〇八二)

G 阿米なるや(記、上) 阿米にかける(同、仁徳) 阿米をおへり

(同、雄略) 阿米へゆかば (万葉5、八〇〇)

H 阿米能かぐやま (記、景行)

以上、(一)のAはアマ+動詞、Bはアマ+名詞、Cはアマ+ツ、Dはアマ+ノの用法であり、(二)のEは並列語のアメ、Fはアメ+名詞、Gはアメ+ニ・ヲ・へ、Hはアメ+ノの用法である。(一)と(二)を比較して原則的にいへることは、

1、アマは被覆形であり、したがって複合語において用ゐられてゐる。

2、アメは露出形であり、したがって独立して用ゐられてゐる。

といふことである。そして、1が古く2が新しい。被覆形だから古いのである。ところが、アマ・アメが共に名詞に冠せられ(一)のBと(二)のF)、またアマノ・アメノが共に名詞を修飾してゐる(一)のDと(二)のH)ので、従来からそれらの差はどこにあるかが問題になつた。これについて、日本古典文学大系本『万葉集一』に、

新形のアメによる複合語形は、外来の新しい文物などに対して用いられ、日本古来のものについてはアマという形が用いられた。

と述べてゐる^⑤。アメを含む複合語をみると、中国語の翻訳語であつたり、また新しい器具の名に冠せられたりしたものであるから、この説は妥当性をもつと思はれる。しかるに、(二)のHの「阿米能かぐ

やま」には窮したとみえて、『万葉集』巻一の二番歌は「天香山あまのかぐやま」と訓んでゐる。この山は日本古来のものだから、古形で訓まうとしたわけである。『万葉集』だから、アマノカグヤマと訓むのは自由であるとしても、『古事記』の仮名書が消え去るわけではない。それよりも、この仮名書の意味を考へなくてはならない。私は、元来「香具山」と称してゐたが、天皇の国見儀礼の山として、推古時代以降の新しい「天」の思想によつて、アメノを冠したものと考へる。『万葉集』の歌は舒明天皇御製なので、時代的にいつてもをかしくはない。したがつて『万葉集』も『古事記』も共にアメノカグヤマと訓むべきものである。『古事記』の「天香山」(上巻、天石屋戸の条その他)の訓が、「阿米能迦具夜麻」(中巻、景行)によつて裏書きされてゐるわけである。

このやうにみてくると、『古事記』の神名・地名・人名などの固有名詞、また事物名に冠する「天之某」「天某」は、前述の如き単独のアメを除いてすべてアメノと訓めばよく、新しい思想で冠せられたものと理解すればよいと考へる。宣長の「姑く旧訓に従ひつ」と恐らく迷つた挙句の事例も、すべてアメノと訓むべきものであつた。それに対して、『日本書紀』の訓注や古訓がアマノであることは、古形を重んじたあらはれとみるべきであらう。

(3) 以_三為_三生_三成国土。生_三奈何_三訓_三生_三云_三宇_三牟_三。下_三效_三此_三。 (記上、

岐・美二神の結婚)

第二の「生」の字が道果本にないだけであつたが、クニヲウミナサムトオモフハイカニと『古事記伝』に訓んだのを、日本古典文学大系本『古事記・祝詞』に「国を生み成さむとおもふ。生むこといかに」と改訓(倉野憲司博士)したのがよい。真福寺本ほか諸本に、第二の「生」の字があるからである。

さて、この訓注の意味することは、「生」の字が、ウム・ウマル・ナル・アル・オフ・イクなどさまざまに訓まれるので、ウムといふ動詞で訓むことを、その基本形で指示したものである。では何故他の語での訓注は施さなかつたかといふと、〈文脈論〉的に訓み分けられたからであらう。今日の我々でも、「生」の字の訓の多きに驚くけれども、意外にもルビがないのを知つてゐる。語として習得してゐることによつて読めるからである。上代人も同工異曲であつたらう。とはいへ、千年の歳月は、その訓読に思はぬ誤りを犯させてゐることもある。次にそれを指摘しよう。

(a) 上件自_三右析神_二以下、閻御津羽神以前、并八神者、因_三御刀_二所_レ生_レ之_レ神者也。

(b) 右件自_三船戸神_二以下、辺津甲斐弁羅神以前、十二神者、因_レ脱_三著_レ身之物_一、所_レ生_レ神也。

(c) 右件八十禍津日神以下、速須佐之男命以前十柱神者、因_レ滌_三御

身_二所_レ生_レ者也。

これらの三つの本文注の「所_レ生_レ」に対する訓読は、『古事記伝』の付訓ナリマセルを踏襲してゐる。これは、(a)(b)(c)の本文すべて「所_レ成_レ」とあるので、ナリマセルと訓まれるところから、この本文注の「所_レ生_レ」もナリマセルと訓むべきだと考へられ、当然のこととして異論もなかつたのであらう。

それならば、本文の「所_レ成_レ」を、何故その注において「所_レ生_レ」と文字を変へたのか問はれねばならない。これを解く鍵は文章の内容把握に及くはない。すなはち、(c)の次に、いよいよ「三貴子の分治」の条が始まるが、そこには、

此の時に、伊耶那伎命^{いた}大^{よろこ}歡喜びて詔らししく、「吾は、子を^{ウミ}生^ハて、生^ハの終^{はて}に三はしらの貴き子得たり」とのらして、

とある。この総括的な文脈において、以前の(a)(b)(c)の本文注を顧みると、すべて伊耶那伎命の「生^ハみたたまへる神々」に他ならず、今その神々を主語に表現すると「神^{ウマ}生まれたまへり」となる。要するに、

(a)(b)(c)の本文では「所_レ成_レ」(おできになる)の表現をとつてゐるけれども、各々の本文注では伊耶那伎命にかかはる〈系譜的〉な観点から「所_レ生_レ」(命がお生みになつた↓神がお生れになつた)の文字に変へたものと考えることが出来る。さうすると、その「所_レ生_レ」の訓読も文字に即して変つてくるはずで、アレマセル神と訓むのが

よいわけである。むろんウマレタマヘル神でもよいのだが、上代では、たとへば「阿礼坐之御子」(記中、神武)の如く、アレマスと表現するのが常である。従来、この訓読に気づいたのは、日本古典全書本『古事記上』唯一つであるが、(a)は「生れし神」、(b)を「生れし神」、(c)を「生れし神」(傍訓なし)と訓み不統一であり、またその訓の根拠を明らかにしてゐないけれども、着眼は正しかったといふべきである。

(a)(b)(c)の「所生」の訓読は、宣長以来永い間誤られてきた(拙著もその一つ)。ただし、「うけひ」の条では、「所成神」(三女神と五男神)に対して、

是の、後に所生五柱の男子は、物実我が物に困りて所成。故、自らに吾子ぞ。先に所生之三柱の女子は、物実汝が物に困りて所成。故、乃ち汝が子ぞ。

といふやうに、「所成」と「所生」とを訓み分けてきたし、また「五穀の起源」の条では、

故、殺さえし神の身に生物は、頭に蚕生、二つの目には稻種生、……尻に大豆生き。

といふやうに、「生」の訓をナルとしてきたのは、文脈がはつきりとかかめてゐたからである。しかるに、(a)(b)(c)においてのみ「生」を「成」と同義と判断してきたのは、大局的にみることでできな

つたためである。特にこの本文注は本文の「所成神」を各々総計した箇所であつて、その際に大局的な系譜上の文脈から「所生神」の文字に変へ、その(a)(b)(c)を総括して次の「三貴子の分治」の条が展開してゐるといふ文脈なのであつた。この文脈にさへ気づけば、「本文注後人竄入」説などといふものは成立の余地は全くないのである。

このやうに、正しく訓み直してみると、別に「生」字の一つ一つに訓注をつける必要はないことがわかる。ただ、(3)の「生」にのみウムの訓注を付けたのは、「国土を生成す」といふことが最も大切な言葉で、他のいかなる言葉と紛れては困るといふことのためだつた。ウムといふ基本形を以てしたのは、活用形の原形を示すといふ叡智のなせるわざである。

(4)於ニ水上ニ滌時、所成神名、上津綿上津見神 へ訓上云ニ字閉。次上筒之男命。(記上、「みそき」の条)

この訓注も付注の原理から考ふべきものである。「上」の字が、カミ・ウヘ・ヘ・ウハ・ホトリなどと訓まれるなかで、ウヘ(露出形)またはウハ(被覆形)で訓むことを指示したものである。すなはち、「於水上」の「上」は、まさしくウヘであり、「上津綿津上見神」はウハツワタツミの神であり、「上筒之男命」は、前出の「上津綿上津見神」に対応する「上」だから、ウハツツノヲの命と訓むべ

きものとなる。この対応によつて、「訓」上云三字閉」の次に「下效此」と記す必要はなかつたのである。

(5)伊都へ二字以音。之男建へ訓建云多祁夫。踏建而待問、
(記上、須佐之男の命の昇天の条)

この訓注も、付注の原理から考ふべきものである。「建」の字は、タケ・タケシ・タケブ・タケルなどと訓まれるなかで、タケブといふ基本形を以て示したものである。ところが、「いつの男が建ぶ。」で切つて、改めて「踏み建びて」と訓むといふ想定説がある。しかしこれは誤りである。何故ならば、もし主語を同じくするとすれば、連用接続法(「而」で接続するのが普通)を用うべきで、断絶するなどといふ理由はない。また「いつの男が建ぶ」と解することも無理である。「男」が体言だから「いつの」を冠しうるのであつて、「男建ぶ」(雄々しく振舞ふ)といふ複合動詞なのである。すなはち、「威勢よく雄々しく振舞ふ」の意である。

この訓注が「いつの男建」の下に位置するのは、「男建」が体言ではないことを示すためである。そして、「多祁夫」といふ動詞の基本形を以てしてゐるから、次の「踏建而」の「建」は動詞連用形タケビと訓みうるのである。このやうに、動詞であることを示す必要があつたのは、「為男建而」(中巻、神武)の如き体言に解される可能性があつたからである。また「下效此」を加へなかつたの

も、体言ではないし、同時に「建——」「倭建命」(これは「倭建命」ではない。何故なら、クマソタケルのタケルを貫つて名としたからである)「建強き人」の「建」の字の訓読を束縛することになつてしまふからである。かくて、(5)は「いつの男建踏建て」と訓むのが正しいのである。

さすれば、ここにも記紀の相違が表はれてゐることになる。『古事記』のこの箇所では「男建」は動詞であり、そのことをわざわざ注記してゐるのに対し、『日本書紀』では「雄誥、烏多稽眉」と訓注を付けてゐるが、それは体言なのである。原資料の訓みときにおいて、記紀両書が異つてもいささかも不思議ではない。したがつて、何れかに仮名書があるからといつて、安易にそれを援用することは慎まねばならないと考へる。「天」の訓読の場合もさうであつたやうに、両書の主体性において文章は成立つてゐるのである。

以上、『古事記』の訓注四五例(上巻四二、中巻一、下巻二例)中、問題となる五箇条について検討した結果、それらの訓注の位置・機能・語形すべて、『古事記』述作者の行届いた配慮のもとに付けられたものであることが理解できた。つまり、この配慮を十分に読者が理解すれば、述作者の意図した訓読への道を歩むことになるわけである。「音注」に関してはこの際対象にする必要はない。

注

- ①小松英雄『国語史学基礎論』（笠間書院、昭和48年1月刊）二二頁。
- ②大和地名研究所編『大和地名大辞典』（同研究所、昭和27年10月刊）より検出。
- ③小林芳規「古事記の用字法と訓読の方法―訓注よりの考察―」（『文学』三九の一、昭和46年11月）
- ④津田左右吉『日本古典の研究上』三三三頁。また吉井巖『天皇の系譜と神話』（塙書房、昭和42年11月刊）二六四～二六七頁。
- ⑤補注一六七、アマとアメ（天）の項。三四三頁。
- ⑥金子武雄『古事記神話の構成』（桜楓社、昭和38年10月刊）の「左注に対する疑問」。二五七～二六二頁。
- ⑦①に同じ。二二頁。

三 漢字「訓読」の方法

すでに第一節では『古事記』は訓読されねばならぬもの」といふことを述作者は命題にしてゐるといふこと、第二節では『古事記』は訓読されるやうに書かれたものである」といふことを、「訓注」を通じて考察してきた。ここにおいて、我々の『古事記』の訓読の方法はおのづから明らかとなつてゐる。すなはち、『古事記』の意図（これは「文脈」である）を把握し、表記のまにまに訓読すればよいといふことなのである。「表記」は漢字と仮名とを用ゐる

るが、「音注」によつて仮名であることはわかるから問題はないとして、漢字をいかに訓むかといふことが最大の焦点になるわけである。その方法としては、第一に〈書分け〉の有無を調査すべきことが挙げられる。第二に、一漢字が二義以上を有するとき、何れをとるべきかを考へねばならぬ。しかし、これは主に〈文脈論〉的方法によつて決定できる。第三に「訓添へ」と「不読」の問題がある。これについては、『古事記』じたいの文体によつて決定すべきである。次に各々について論ずる。ただし、今回はすべてを挙げ尽くすことは〈論〉の性質上省略することにして、その代表例のみを挙げるに止める。

第一の〈書分け〉については、『古事記』の訓読を試みるもの必須の方法であり、ほとんど開拓され尽した如く思はれてゐるけれども、意外なところに盲点があることについて述べようと思ふ。

『古事記』中巻以降の各天皇記事には必ず「治天下也」と出てくる。この訓読について、宣長は、

治天下、治は斯呂志売志伎と訓べし、次々の御世々々の段なるも皆同じ、万葉廿【五十丁】に、安吉豆之万夜万登能久爾乃可之婆良能宇禰備乃宮爾美也婆之良布刀之利多弓々安米能之多之良志売之祁流須売呂伎能云々、撰津国風土記に、宇禰備能可志婆良能宮御 宇天皇世など見ゆ、

と述べてゐる（『古事記伝』十九之卷）。確かにアメノシタシラ（口）シメシキと訓めることは右の『万葉集』（巻20、四四六五、大伴家持）の仮名書によって明らかである。しかし、

輕嶋豊明宮御へ乎左女多比之^{をさめたびし}レ宇誉田天皇代（靈異記、上、序）

の例によれば、アメノシタヲサメタビ（タマヒ）キとも訓めることが明らかである。つまり、天皇の行為として、シラシメスとヲサメタマフとの二つの表現が存在したことは否定できないのである。万葉学者の多くは、たとへば、「泊瀬朝倉の宮にアメノシタシラ（口）シメシシスメラミコトノミヨ」といふやうに口をついて出てくることであるが、これではなくてはいけないといふ根拠はどこにもない。『万葉集』では、「天下治賜」といふ表記が二つ、「天下所知食・安米能之多之良志売之」などの表記が九つあるので、多きによつてゐるにすぎない。要するに、

アメノシタシラシメス

アメノシタヲサメタマフ

といふやうに、二つの表現があつて、シルには必ずス・メスの敬語がつき、ヲサムには必ずタマフの敬語がつき、その敬語表記がある限り（メスは「食」、タマフは「賜」などの文字を以てする）、両者が訓み分けられるといふことだけは確認しておかねばならない。

さて、『古事記』の「治天下也」はどう訓むべきか。

(イ) 汝命者、所^{シラシメセ}知^{シラシメス}海原^{シラシメス}矣。……所^{シラシメス}知^{シラシメス}看^{シラシメス}之中、速須佐之男命、不^{シラシメス}治^{シラシメス}所^{シラシメス}命之^{シラシメス}国^{シラシメス}而（上卷、三貴子の分治の条）

(ロ) 所謂久延毗古者、……^{シラシメス}尽^{シラシメス}知^{シラシメス}天下之事^{シラシメス}神也。（同、少名毗古那神との国作りの条）

(ハ) 其神言「能治^{シラシメス}我前^{シラシメス}者、……」。尔、大国主神曰「然者治^{シラシメス}奉之^{シラシメス}状奈何^{シラシメス}」。 （同右）

(ニ) 天忍穗耳命之所^{シラシメス}知^{シラシメス}国^{シラシメス}。（国譲りの段）

(ホ) 唯僕住所者、如^{シラシメス}天神御子之天津日繼所^{シラシメス}知^{シラシメス}之登陀流天之御巢^{シラシメス}而、……治^{シラシメス}賜者、（大国主神の国譲りの条）

(ヘ) 随^{シラシメス}言^{シラシメス}依^{シラシメス}賜^{シラシメス}降坐而^{シラシメス}知^{シラシメス}者。（天孫降臨の段）

(ト) 因^{シラシメス}下^{シラシメス}治^{シラシメス}養其御子^{シラシメス}之縁^{シラシメス}、（鵜葺草葺不合命の段）

(チ) 謂^{シラシメス}下^{シラシメス}所^{シラシメス}知^{シラシメス}初^{シラシメス}国^{シラシメス}之御真木天皇^{シラシメス}也。（中卷、崇神）

(リ) 所^{シラシメス}知^{シラシメス}大八嶋^{シラシメス}国^{シラシメス}大帯日子淤斯呂和氣天皇^{シラシメス}（景行）

(ヌ) 如^{シラシメス}此撥治^{シラシメス}、参^{シラシメス}上覆奏^{シラシメス}。（同右）

(ル) 取^{シラシメス}其櫛^{シラシメス}、作^{シラシメス}御陵^{シラシメス}而治^{シラシメス}置也。（同右）

(ヲ) 凡^{シラシメス}茲^{シラシメス}天下^{シラシメス}者、汝^{シラシメス}非^{シラシメス}心^{シラシメス}知^{シラシメス}国^{シラシメス}。……凡^{シラシメス}此^{シラシメス}国^{シラシメス}者、坐^{シラシメス}汝^{シラシメス}命^{シラシメス}御腹^{シラシメス}之^{シラシメス}御子^{シラシメス}、所^{シラシメス}知^{シラシメス}国^{シラシメス}者也。（仲哀）

(ケ) 不^{シラシメス}治^{シラシメス}賜^{シラシメス}八田若郎女^{シラシメス}。（下卷、仁徳）

(カ) 所^{シラシメス}治^{シラシメス}賜^{シラシメス}天下^{シラシメス}伊耶本和氣天皇^{シラシメス}（清寧、二王子発見の条）

以上、『古事記』における「知」と「治」との意味別の用法を掲げた。それによると、

I、「知」はシルとしか訓めない。意味は(ロ)の如き「知覚する」、(イ)(ホ)(チ)(リ)(ウ)の如き「領有支配する」である。(イ)以下の意味は(ロ)の発展したものである。漢字「知」も「支配する」意。

II、「治」は(カ)を保留して、ヲサムとしか訓めない。意味は(イ)を保留して、(ヌ)(ワ)の如き「乱れを収束安定させる」、(ハ)は如き「神を鎮まらせる」、(ト)の如き「しかるべく養育する」、(ル)の如き「しかるべき場所に収納する」である。(ハ)(ト)(ル)は(ヌ)(ワ)の発展した意味である。

さて、このやうにみてくると、「知」と「治」とでは明らかに意味が異り、したがって訓読も異なるのであるが、このやうにはつきりわかれるといふことは、『古事記』では文字の書分けをしてゐるといつてよいのである。

そこで、IIにおいて保留した(イ)について考へてみると、重大なことが出来してゐることがわかる。それは、従来の訓、

速須佐之男命、不_レ治_二所_レ命之_一国_二而_一

についてである(拙著も同じ)。少くとも、この付訓は『古事記伝』(七之卷)の訓「不知所命之_二国_一而_二」を踏襲したものである。ところがよく見ると、『古事記伝』と『訂正古訓古事記』だけが「不知」

の文字にしてゐるのであつて、真福寺本以下の諸本すべて「不治」とあり、現行諸注の文字も「不治」とある。それでありながら、その訓は、宣長のシラサズテを踏襲したままになつてゐるのである。そこで、宣長の説くところを聞かう。

不治は、乎_レ佐米受_二弓_一と訓むも悪_レからねど、なほ斯_レ良_レ佐_レ受_二氏_一と訓べし、【其故は、天下_二所知_レ看_二と云は、定まりたる古言にて、御宇御宙など書たるをも、皆然_レ訓るに、中巻より御代々々みな、坐_二某_レ宮_一治_二天下_一と書れば、其治_レ字も、必斯_レ呂志_レ売_レ須と訓べく、また】上の所知_レ看_二の言を承_レて云_レべければなり、

と述べてゐる。『古事記伝』の本文に「不知」(旧版・新版宣長全集ともに「不知」。かつ『訂正古訓古事記』も「不知」だから、ミプリントではない)としながら、その語釈の箇所「不治」としてゐることじたい不審であるが、要するに「不治」はシラサズテと訓めといふのである。その理由はシロシメスといふ古言があり、かつ上文の「所知_レ看_二」を受けてゐるからだとする。

しかしこれは宣長の誤りであつて、それでは全然文脈をなさないのである。何故ならば、須佐之男命が伊耶那伎命から海原を「所知_二」の委任を受けて、そのお言葉通りに「知_レ看_二」中に、その海原を「不治_二」八拳鬚心前に至るまでに泣きいさちき、といふのでは、後文の、

其の泣く状は、青山は枯山なす泣き枯らし、河海は悉く泣き乾しき。

には続かないのである。つまり、海原を「領有支配せよ」との委任を受けて、そのお言葉通りに「領有支配なされた」中に、その海原をシラサズテ（領有支配しないで）と訓むならば、すでにそこにおいて矛盾してゐるわけである。だから、当然後文には続かなくなる。さうではなくて、須佐之男命はそのお言葉通りに「領有支配なされた」のであるけれども、その海原をヲサメタマハズテ（乱れを収束安定させることをなされなくて）、ひどく泣いてばかりゐた、と解すべきものである。さう解してこそ、その泣くさまは、山津波・海津波のやうなひどい現象を起した、といふ後文に続くことになるのである。須佐之男命は海原を領有支配（シラシメス）したればこそ、海原を意のままに治めたり治めなかつたりすることができたのである。したがつて、「不治」はヲサメタマハズテと訓まねばならない。ここにおいて、

所知……所知……所知……所知……不治……不治

の如く、顕著な文字上の対立がみられるのも当然のことである。したがつて、「知」と「治」といふやうに訓み分けらるべきものであることも明瞭となつた。

同じくⅡにおいて保留した(カ)について考へてみよう。「所治賜

天下」において、「賜」の敬語がついてゐる以上、「治」はヲサムの訓となる。むろん(ホ)の「治賜」もヲサメタマフである。といふことは、シルの場合は「知」の字を用ゐる、ヲサムの場合は「治」の字を用ゐて書き分けてゐるといふことなのである。ここにおいて、「所治賜天下」は「天の下治め賜ひし」であるから、問題の「治天下也」も、必ずタマフを訓添へて、「天の下治めたまひき」と訓むべきものと決定できるのである。永い間、『古事記』の「治天下也」を「天の下シラシメシキ」と訓んできた誤りを、ここに始めて訂正することとなるわけである。

それならば、(イ)の「所知初国」、(ウ)の「天下……応知国……此国……所知国」の如き、「天下・国をシラシメス」といふことと、この「治天下」の如き「天の下をヲサメタマフ」といふこととの差はどこにあるのだらうか。「天皇」といふものの職能に、土地の領有（シル）と、行政上の統治（ヲサム）との二つがあることが、これでわかるのだが、実はその歴史的な発展において、古くはシルであり、新しくはヲサムであると考へてよからう。すなはち、(イ)の「初国知ラシメス」は崇神天皇についていはれる表現だが、その「国」は三輪といふ一地域であつたし、(ウ)の「国知ラシメス」は応神天皇についての表現で、その「国」は具体的には河内といふ一地域であつた。それに対して、(カ)の「天下治メタマフ」は履

中天皇をさしてゐるのであつて、(イ)や(ロ)に比べて新しい時代であり、また一地域から「天下」といふやうな大きな地域になつてゐる。「天下」は漢語の訓読アメノシタであるから、既述の如く、推古時代以降特に意識された「天」と関係ある「天下」を用ゐてゐることも、その新しさの表はれである。

さうすると、(カ)の例は、本来「国知^{クニチ}ラシメシシ」伊耶本和氣天皇（履中天皇）といふ表現として、袁祁王（後の顕宗天皇）は名告りの歌詠をなしたものであらうが、推古時代以降「天下^{フタタ}治^{ツク}メ賜^{タマ}ヒシ」といふやうに変へたものとみてよからう。むしろ最下限は『古事記』成立の年代になるけれども、これは一字一音式の歌謡表記ではないところの、漢字・仮名混淆表記の和文体で記された「歌詠」であるので、その時代は決して『古事記』成立時代のものではない。むしろ原資料の面影を残してゐるものとして、恐らく、天武天皇時代前後に比定できよう（詳しくは述べないが、天武時代に「原古事記があつたとする持論による）。

ところが、『古事記』全巻を通して、各天皇記事に現はれる「治^{ツク}天下^{フタタ}」の表現は、まさしく『古事記』成立時に統一的表記をなしたもので、天皇の職能二つのうちの、行政的な方のヲサメタマフの方を以てしたものといふわけである。それは、シラ（ロ）シメス天皇よりも新しい「天皇」の印象が強かつたためであらう。『古事

記』では、古伝として存する(イ)や(ロ)の場合はそのまま「国知^{クニチ}ラシメス」を温存し、「国家統治」の意味で「天皇」を表現したい場合は、新しい表現である「天下^{フタタ}治^{ツク}メタマフ」の方を以てしてゐるといへるから、「治」の文字が用ゐられてをれば、その文字通りヲサムと訓めばよいわけである。かかる観点から、従来「治^{ツク}天下^{フタタ}」と訓まれてきた、

天皇所^{ミコ}以^{ヨリ}発^{ハツ}是^{コト}問^ヒ者、宇遲能和紀郎子有^ル令^レ治^メ天下^{フタタ}之^ノ心^ヲ也。
（中巻、応神）

も、「天下^{フタタ}治^{ツク}めしめたまはむの心」と改訓すべきものである。

以上の如き、「知」と「治」との〈書分け〉に依じて、我々が〈訓分け〉をせねばならないといふ方法は、『古事記』訓読の基本的名ものであるが、『古事記』自身もつとあらはに〈書分け〉をしてゐる場合があることに気づく必要がある。それは、たとへば、

(イ)此之鏡者、專為^ニ我御魂^ニ而、如^レ拜^ニ吾前^ニ伊都岐奉^ル。次、思金
神者、取^ニ持前事^ニ為^レ政。此二柱神者、拜^ニ祭佐久々斯侶、伊須
受能宮。(天孫降臨の条)

(ロ)吾者伊^ニ都岐奉^ル于^ニ倭之青垣東山上。(少名毗古那神との国作り
の条)

(ハ)此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也。(みそきの
条)

(三)此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也。(うけひの条)

(四)近淡海之御上祝、以伊都玖天之御影神(中卷、開化)

(五)若坐出雲之石碕之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎。

(垂仁)

(六)此者諸人以拜竈神者也。(上卷、大年神の系譜)

(七)豊竈此売命。〈拜祭伊勢大神宮也。〉(中卷、崇神)

(八)倭比売命者、〈拜祭伊勢大神宮也。〉(垂仁)

(九)佐佐宜王者、拜伊勢神宮也。(下卷、継体)

(十)以意富多多泥古命為神主而、於御諸山、拜祭意富美和之

大神前。(中卷、崇神)

において、「拜・拜祭」と「伊都岐・伊都久(玖)」とは、明らかなる〈書分け〉とみななければならぬものである。従来「拜・拜祭」は、イツク・イツキマツルと訓まれてきた(「拜」をヲログムと訓むのは別として)。それは、(六)(七)(八)の「以伊都久(玖)」に対して、(十)の「以拜」とあることによつて、「拜」もイツクだと思はれたことと、なほイツクとよく似たイハフがありながら、その語義の差及び用法について追究しようとしなかつたことに原因がある。

しかし、『古事記』にあつて、「伊都岐・伊都久(玖)」に限つて、繁を勞はず仮名書をしてゐることは重要である。もし、「拜・拜祭」がイツク・イツキマツルならば、すべて仮名書をすべきはずである。

それは、イツクを漢字で表記すれば、「拜」の字になるといふことを意味するものではなかつたのであつて、イツクといふ場合のみ仮名書をし、イハフといふ意味の場合のみ「拜」といふ漢字を用ゐたものと解すべきである。その理由はかうである。

イツクとは、身を清浄にして神に仕へるといふ意で、神祭りにおける清浄性に基いた語である。職業的な「祝」が主になす行為である。文法的には、神をイツクといひ、場所を主にしていへば、場所にイツクとなる。

イハフとは、神を神聖なものとして祭るといふ意で、神祭り一般をいふ語である。神祭りをするのは、必要な場合に行ふのであつて、常時また特定の氏族や職業人ではない。文法的には、神をイハフといふ。

かくの如く、イツクとイハフとは違ふのであつて、『古事記』では、イツクの場合を仮名書にし、イハフの場合を漢字にしたのである。だからこそ、「拜」は「祭」と結合して、「拜ひ祭る」といふ表記もなされてゐるのである。したがつて、「以伊都久(玖)」と「以拜」と形が似てゐるからといつて、「以拜」をモチイツクと訓んではならないことがわかるのである。宣長以来何人も疑はなかつた「拜・拜祭」のイツク・イツキマツルの訓(拙著もその一つ)は、私の新見によつてイハフ・イハヒマツルと改訓されねばならぬ

いであらう。

従来の『古事記』の訓読は、むろん仮名書があれば安心してそれに依つてきたが、そこには右のやうな盲点もあつた。しばしば付された「音注」に対して、注が重なることはありうることで別に異とするに足りないといはれてきたけれども、イツクにおいては必要だつたのである。「拝・拝祭」のイハフ・イハヒマツルと区別するために。この方法は、第二節において、「訓石云石」の如き訓注が、実は「石」にはイハとイシとの二訓があつて、たまたま前出にイハと音仮名で訓注をつけたから、後出は「石」（残りの一訓はイシだから、簡単に「石」の字で済ます）で表記するのと、相通ずる心理といはねばならない。これが「音注」といふ方法においても現はれたのであつて、恐らく「拝」といふ漢字（これは原資料の文字だとみてよい）にはイツクとイハフとの二訓が当時にあつて、イツクの方を仮名で示しておけば、残りはイハフであつたから、それを漢字で表記したと説明できるのである。

かく考へ来れば、

故、其御子令_レ拜_ニ其大神宮_一……故、到_レ於_ニ出雲_一、拜_ニ訖大神_一

還上之時……因_レ拜_ニ大神_一、大御子物語。故、参上来。（中巻、

垂仁、本牟智和氣御子の条）

の「拜」についても、従来はヲログムと訓まれてきたが、やはりイ

ハフと訓むべきものとなるのである。第一ヲログムとは膝や体を折れ屈ませて拝礼することだから、それを神への礼拝の意に用ゐなかつたとはいはないが、内容的にいつて、祭祀を意味するイハフでなければならぬ文脈であると考へられる。

同じ観点から解けるものに、「伊都」の語に限って「音注」がつけられてゐる点がある。恐らくこれも、「蔽」の如き漢字があつたのを、イツと訓む場合のみ仮名書したのであるから、他の「蔽」は別訓を用意せねばならぬわけである。ただし、その例は、

蔽_ニ飾其家_一（中巻、応神、矢河枝比売の条）・蔽_ニ飾之処_一（同、

大山守命の反逆の条）

の二例のみで、かつ漢訳仏典語（主に法華経語）で、これは小島憲之博士の説の如く「蔽」も「飾」も同義で、カザルないしヨソフの訓となるのである。オゴソカ・イカメシの語は上代にはない。

さらに、この観点からすれば解決できる一つの例を挙げておかう。それは、

僕在_ニ淤岐嶋_一、雖_レ欲_レ度_ニ此地_一、無_ニ度_一因_ニ故_一（上巻、大国主神の

段、稲羽の素兔の条）

において、傍線「淤岐嶋」を、固有名詞とするか、「沖の島」とするか説が分れてゐるが、「沖_{オキ}（奥_{オク}）も同義に用ゐた」の意を表はす場合は漢字「奥」を用ゐることにしてゐる点からみると、この仮名

書は地名とするのが正しい。地名といへば、「隠岐島」に比定できる。かくして「淤岐嶋」における「淤岐」に「音注」がつけられてゐない理由と一致することにもなる。この仮名書は、普通の仮名書ならば「音注」を煩瑣なほどつけるのであるけれども、一定の基準（神名を除く固有名詞、また位置によつて判別できる和語）を設けてできる限り「音注」を省くといふ、その固有名詞に当るが故に「淤岐」には「音注」がないのである。その場合、「隠岐之三子嶋」（上巻、国生みの条）と、この「淤岐嶋」と表記の仮名が違ふので、「沖の島」とするやうな説も生じたのであるが、要は『古事記』の記述体系における漢字と仮名といふ機能から考へていかなばならないのであつて、「沖の島」の意ならば、「奥津嶋比売命」（上巻、うけひの条）の如く「奥津嶋」と表記したであらうことは論をまなしい。したがつて、「音注」のないことと相俟つて、この「淤岐嶋」は「隠岐之三子嶋」と解すべきものと決定するのである。

従来、漢字の〈書分け〉の発見に努力を傾けてきたけれども、『古事記伝』の訓読が先入主となつてゐて、なかなか〈書分け〉の存在が探知されにくい現状であるといへる。やはりその先入主を払拭して一から見直すべきである。と同時に、漢字と仮名の表記体系に立脚した面から訓読を考へてゆくべきであると考へられる。「仮名書例があるから」などといふやうな発言は、事前に何故仮名書に

されてゐるのかをよく考察した上でなされねばならぬことを注意しておく。

第二の「一漢字が二義以上を有するとき、何れをとるべきか」といふ問題は、これは〈文脈〉が決定することであるから、その研究を怠らなければよいといふに止める。これを私は〈文脈論〉的方法と命名してゐるが、その基礎作業には、文字の訓詁があることはいふまでもない。（実例は本稿では省略する）。

第三の「訓添へ」と「不読」の問題につき少し言及しておかう。先づ「訓添へ」については、(a)敬語、(b)時制、(c)直接話法の結びの三種において考へられねばならない。何故ならば、『古事記』は簡潔にして日本語文表記の合理的な文体として、変体漢文体を用ゐ、仮名書を加へて日本語文として読める記定を凶つてゐるのであるが、それでも「訓添へ」をしないことには完全に読めない場合があるからである。それらが(a)(b)(c)において顕著に表はれるのである。今、それらをさばく方法として基本的に想定されるのは、(a)(b)(c)において丁寧に表記されてゐるのを以て例として、あとはそれに倣つて全部「訓添へ」ねばならぬものと考ふべきか、あるいは表記されてゐるのはそれだけの理由があつてのことだから、無表記のものはむしろ「訓添へ」てはならないのだと考ふべきか、といふ問題なのである。

この問題について私は次のやうに考へる。『古事記』的変体漢文体にあつて、(a)の敬語は、ミ・マス・タマフ・メスは表記は可能であるがスは困難であり、(b)の時制について表記することはほとんど絶望的であり、(c)の直接誌法の結びを表記することは可能である。

ところが、現実の『古事記』では、その可能なことをすべてにわたつて実行はしてゐないのである。それは、恐らく、もしそれを実行すれば著しく目障りな字面になつたであらうから、たとへば「音注」を一定の基準でできる限り省いたやうに、これらも見本となるもの（当然省いてはならぬものを含む）を示すことによつて、あとはそれに準じさせようとして省いたか始めから表記しなかつたものであらうと私は考へる。かく考へると、『古事記』は「訓添へ」ねばならぬものとなる。ただし、詳細は、文脈論的考察と、帰納法によるべきであつて、ここには、「訓添へ」ることを基本的態度にすべきだといふことの理由のみを述べたのである。

(a)敬語の訓添へについて。

(1)、敬語の補助動詞（助動詞）の場合。

『古事記』において、神や尊貴な人の動作につけられた敬語として、補助動詞（「坐」^{ます}「賜」^{たまふ}「看」^{めす}）と助動詞の「ス」がある。今、それらを初出例によつて示すと、

坐……成坐・天降坐・還坐・神避坐・入来坐・塞坐・到坐・刺許

母理坐・隱坐・臨坐・出坐・鎮坐・降坐・渡坐・入坐（以上、上卷）・不平坐・天降坐・御寝坐・阿礼坐・入坐・騰坐・下坐・息坐・控坐・上坐・鎮坐・到坐（以上、中卷）・到坐・入坐・退坐・上坐・還坐・登坐（以上、下卷）

賜……言依（因）賜・依賜・神夜良比（爾）夜良比賜・問賜・副賜・治賜（以上、上卷）・治賜・問賜・患賜・別賜・定賜・帰賜・白賜・科賜（以上、中卷）・治賜・問賜・慈賜（以上、下卷）

看……聞看・知看（以上、上卷）・聞看・思看（以上、中卷）

ス……いはたス・訓立云多々須一いよりだたス・とらス・

ふたわたらス・ふます・くだらス・なす・美刀阿多波志都

これらを一覧して、多く自動詞に「坐」^{ます}が付き、すべて他動詞に「賜」^{たまふ}がついてゐること、次にメスは「聞く」「知る」「思ふ」に限ること、次にスは自動詞・他動詞双方についてゐることがわかる。

そこで、文脈上、右の何れかを「訓添へ」る場合は、右の用法に準ずればよいのである。特に、「坐」^{ます}と「賜」^{たまふ}については、多く自動詞に「坐」^{ます}が付き（「臨む」「控く」のみ他動詞）、すべて他動詞に「賜」^{たまふ}がつくといふ事實に基いて「訓添へ」ればよいといふ点は、拙著『古事記』の凡例における「ス・マスを主流とし、天照大御神その直系の子孫にはタマフ敬語で訓添える」（一五頁）といふ発言

を訂することになる。

(2)、接頭語ミの場合。

敬語の接頭語ミは、仮名書以外はすべて「御」で表記され、それらを一覧すると、「御」の有無は克明になされてゐるから、「御」があれば訓み、なければへ訓添へないといふ方針が立つ。したがって「神」と「大神」と「大御神」とは区別しなければならぬ。ただし、「天照大御神」三一例中、

天照大御神之命以……請于天照大神……天照大御神……(上卷、国譲りの段)

の、第二の「天照大神」のみは甚だ異例である。そこで、度会延佳や本居宣長は「御」字を補つてゐる。そこまでしなくても、ミをへ訓添へたいと思ふ。本来は、恐らく「御」字はあつたのだらう。しかし、中卷に二例「天照大神」の表記(神武・仲哀天皇の段)があるのは、卷も異なるので、統一的に訓むためにミをへ訓添へる必要はない。それは「天照大神」とも「天照大御神」とも称したからである。ただ、前掲例の場合は、同一伝承内で、近接した箇所において、唯一の唐突な例だから、ミをへ訓添へようとしてゐるのである。一方中卷の「伊勢大神宮」(崇神・垂仁天皇の段)の二例は、「伊勢大御神宮」(中卷、景行)の例があるからといって、それに準じてミをへ訓添へる必要はない。

次に「大饗」(中卷、神武)「饗」(同上)において、オホミアへミアへと訓ずるものが多い。確かに「大御饗」(中卷、神武)「御饗」(上卷、日子穗々出見命・国譲りの段)の例はあるが、これは必要あつての「御」である。それに対して「大饗」は「立派な饗応の食事」といふ意で「天皇の食事」の意ではなく、また「饗」は「食事」一般の意であるから、ミをへ訓添へる必要はない。否、文字通り訓まねばならぬものである。

次に、「御大之前」(上卷、国譲りの段)は、「御大之御前」(上卷、大国主神の段)と前に出るので、ミをへ訓添へたいところであるが、「袁都能佐岐」(中卷、景行)、「尾津前」(同)とあるやうに、常にミサキであるとは限らないので、これはへ訓添へない。

かくの如く、体言に冠する「御」の有無において、ミをへ訓添へる例は前述の如き異常な場合の「天照大神」一例であるにすぎないといふことは、もしそれが書写時の脱落とすれば、これこそ総じて「御」があれば訓み、なければ訓まぬといふことで徹底することになる。といふことは、この「御」に関して『古事記』は特に神経質であつたことを示すものといへよう。ただし、一語化した「王・太子・妻・衣・幣帛・霊・貢・陵」(拙著の凡例一四頁に、新たに「陵」のみを追加する)は、この限りではない。

次に、議論の多い動詞に冠する「御」については、右と同様の姿勢でよく、「御」と訓む。ただし、「御寝坐」(中巻、神武・垂仁)に準じて、「御+動詞+マス」の如くマスを「訓添へ」るのが最も落着くであらう。

(b)時制の訓添へについて。

時制については、仮名書(ツ・ヌ・リ・キ・ケリ・ケム・ム・ラム)以外はすべて訓添へしなければならない。タリも入る。変体漢文体ではこれらを具体的に表記すると煩瑣となるので省いたとみるべきである。その場合、歴史的現在とは別として、基本的には、自己の体験の記憶の表明にはキ(回想の助動詞)を用ゐるのが最適であらう。その方針で「訓添へ」てゆく。ただ、ツとヌとは區別して「訓添へ」ねばならない。

(c)直接話法の結びの訓添へについて。

これは拙著『日本上代の文章と表記』(風間書房、昭和45年2月刊)に譲る。

次に「不読」の問題があるが、これは文字そのものが表記されてゐるのに、日本語として訓まないことを指すもので、視覚に訴へる点、その用法が知りやすい。たとへば、「久羅下那州多陀用弊流之時」(上巻、天地初発の段)における「之」の如きは、上の語が連体修飾語であることを意味する。これ漢文の助字の用法であるから、

「不読」にする場合や、日本語の助詞に宛てて「読」にする場合(たとへば、「令治天下之心」を「天下治めしめたまはむの心」と読むが如し)もあることはいふまでもない。

ただ、たとへば「和邇魚」(上巻、海幸彦の服従の条)の如きは、ワニが魚であることを意識して「添へ字」をしたものと考へられる。その点「押機」(中巻、神武)になると、「押」だけでオシと訓めるけれども、「押機」で二字一訓としたものとみるべきであらう。

最後に、いはゆる再読文字の「不読」についていへば、『古事記』の表記したいに、その「不読」の文字が用ゐられたことは、「即」(助詞のハ、バを承けるときは、スナハチとは読まない)を除いて、ないのである。たとへば、ヨロシク……ベシといはれる場合の、ヨロシクに相当する表記は絶対になく、またナホ(シ)……ノゴトシといはれる場合の、ナホ(ナホシ)に相当する表記は絶対にならないのである。このことは、『古事記』の原資料がもし漢文で記してあつたとして、それを訓下して変体漢文体にしたとしても、それはすでに日本語文を目指してゐた以上は、かかる語法はなかったことであるから、「宜」はベシとのみ訓み、「猶」はゴトシとのみ訓んだことを如実に示すものである。だから、それを「可……」の文字で表記し、「如……」の文字で表記してゐるといふわけである。『日本

書紀』その他初期の漢文訓読において、再読文字を不読にしてゐる例が多いのは、この『古事記』の表記を熟視することによつて、その「不読」の歴史が早かつたことを証拠づけることにもなるであらう。

以上、「古事記」訓読の方法を論ずるために、想定される項目を掲げ、そこに生ずる問題点をとりあげ、かつ宣長の訓読以来踏襲されてきた中にも意外な盲点のあることを指摘し、併せて拙著『古事記』の施訓の修正をも試みたものである。

注

①小島憲之「『古事記』訓読の周辺」(『文学』三六の八、昭和43年8月)

②第一節①拙稿に同じ。

昭和五十二年四月二二日稿了

△紹介△

武智雅一著「熟田津乃歌私考」

○「熟田津の位置私考」・「私考」以後の熟田津に就いての諸説」・「熟田津の歌に就いての諸問題」の三篇に、同じく伊予に關係する論攷、「伊予と上代文学」・「極此疑」の訓」・「伊予の高嶺」私考」・「体源沙にみえる伊予湯の歌の試解」の四篇を附録したもの。地図・写真を含む。

○昭和五十二年三月六日発行。B6版、二七四頁。五〇

〇部限定。定価二、五〇〇円、送料二〇〇円。

○御希望の方は、〒七九一―四二 松山市高浜町二丁目一四七〇 武智雅一氏宛、現金書留により申込まれたし。なお、万葉学会会員と明記された方に限り、送料は不要。

祈年祭祝詞についての考察

粕谷興紀

『延喜式』卷第八に収められている祈年祭の祝詞のうち、伊勢の天照大御神に白す祝詞について、その詞章の成立に関わる一つの問題を論じたいと思う。

一

祈年祭の祝詞は、冒頭の「集侍神主祝部等諸聞食登宣」および、これと照応する最後の「辞別忌部乃弱肩爾太多須支取挂豆云々」という神主・祝部等に宣る二つの詞を除いて、次の十種の詞から成っている。

- (一) 天社・国社と称辞竟え奉る皇神等の前に白す詞。
- (二) 御年の皇神等の前に白す詞。
- (三) 大御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞。
- (四) 座摩の御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞。
- (五) 御門の御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞。
- (六) 生島の御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞。

(七) 辞別きて、伊勢に坐す天照大御神の大前に白す詞。

(八) 御県に坐す皇神等の前に白す詞。

(九) 山口に坐す皇神等の前に白す詞。

(十) 水分に坐す皇神等の前に白す詞。

なお、ここで一言しておかなければならないのは、同じ祝詞式に収録されている月次祭の祝詞も、この祈年祭の祝詞と大体において同文であることである。即ち、(一)の「今年二月爾御年初将賜登為而」とあるのが、月次祭の祝詞では「今年乃六月月次幣帛十二月年十二月月次幣帛明妙照妙和妙荒妙備奉豆」となり、「皇御孫命宇豆能幣帛乎朝日能豊逆登爾」とあるのが、月次祭の祝詞では「朝日乃豊采登爾皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎」となっている以外に著しい相異は、(二)が月次祭の祝詞には全く欠けていることで、他はほとんど同文である。しかして、私が以下に論じる問題は、祈年祭・月次祭の両者に共通であるので、しばらく祈年祭の祝詞で代表させて論じていくことにしたい。両者の関係については後に述べる。

さて、右に挙げた祈年祭の十種の祝詞のうち、奇異に感じられ、またそれ故に従来も問題にされているのは、(七)の「伊勢に坐す天照大御神の大前に白す詞」の上に「辞別(ことわきて)」の二字が冠せられていることである。この語は同じ延喜式の祝詞の中では、この祈年祭・月次祭の祝詞の最後に、もう一度「辞別、忌部乃弱肩爾太多須支取挂互持由麻波利仕奉留幣帛乎神主祝部等受賜互事不過捧持奉止宣」と見えるのをはじめとして、大嘗祭・大殿祭等の祝詞にも見える。また、『続日本紀』の宣命にも、神龜元年二月の聖武天皇御即位の詔(第五詔)をはじめとして、第十九詔・第二十四詔などに見える。その語義については、鈴木重胤がその著『延喜式祝詞講義』において「辞別は上を専要と有る事共を言ひ竟て其余の事を述む料に殊更に改めて言起す辞なり」と述べているのが妥当な解釈であると思われる(但し「辞別」は、『時代別国語大辞典、上代編』の「わく」の項によれば、四段と下二段の活用形式があるが、四段のワクは精神的な働きについているのに対して、下二段のワクはおおむね草や露などを押し分ける・かき分ける動作を表わすという区別が認められるというから、この場合は前者に属し、「コトワキテ」と訓むべきであろう)。

それではいったい、この「伊勢に坐す天照大御神の大前に白す詞」は何の「辞別」ということになるのであろうか。従来の諸説を見ておこう。

まず、鈴木重胤は同じ祝詞式の「伊勢大神宮二月祈年祭の祝詞」、即ち「天皇我御命以互度会乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根爾称辞竟奉留皇大神乃大前爾申久常毛進留二月祈年大幣帛乎某官位姓名乎为使天令捧持互進給布御命乎申給久止申」を挙げて、「此に就て其余を尚申させ給ふ事の御在して此詞は申させ給ふに依て辞別とは申させ給へり」(『講義』参之卷)と述べている。

次に、江見清風氏は「辞別の詞は、流布本に生島足島神祝詞の次に、行を分ちて記せり。然るに伊勢大神宮祈年祭祝詞は、下の同神宮祭に見えて、こゝには祝詞の本文無ければ、辞別の詞は如何にも突如として、古来人々の解説に苦みし所なり。今九条家本を視るに、上の生島足島神の祝詞と連続して記したり。之に依りて按ずるに、この詞は上の生島足島神の祝詞の辞別にして、伊勢神宮に白すものに非ざるが如し。其の故は先づ此の詞の初発に、伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久とあり。若し伊勢の大宮に詣りて、其の大神に白す詞ならば、伊勢爾坐と云ふ詞を用ふ可からざるは自ら明なり。次に生島足島の神は古語拾遺に、大八洲之靈也とありて、国土の生々増益の徳を称へて、神武天皇即位の始め、皇天二祖の詔命に依り祭祀し給ふ所なるが故に、祝詞の本文に皇神能敷坐島能八十島者谷蟆能狭度極塩沫能留限狭国者広久峻国者平久云々と云へり。然るに皇祖天照大神は、本来、天の下の主として、又皇統の本源として、

天の壁立つ極み、国の退き立つ限り、遠き国は八十綱打ち掛けて引き寄する事の如く、皇威の発揚と国家の繁栄とを守護し給へば、彼の大八洲の霊として、国土の生々増益を司る神を祀る時は、自ら皇祖大御神をも祀らざれば、首尾一貫せざる所あり。故に生島足島神に仕へ奉る御巫が、先づ我が主として仕へ奉る生島足島神を祀りて其の余意を辞別の詞もて、伊勢に坐す大御神に白すものと見れば、始めて此の詞の、この条に掲出せられたる所以明なりと云ふべし。

但九条家本も月次祭条には流布本と同じく別行に記し、且祈年祭の多くの祝詞中には、当然別行に記すべき祝詞も他の祝詞と連記したるなどありて、強ちこの辞別の詞を生島足島の祝詞と連続して記載したる体裁のみを以つては以上の所説の証と為し難しと雖も、とにかくこの記載方に依りて、ふとこの考を得たれば、こゝに附記して、是非を識者に問ふ所なり。」(『延喜式九条家本祝詞篇に就きて』『国学院雑誌』大正十五年九月号)と述べられている。この江見氏の「生島の御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞」の「辞別」であるとする説については金子武雄氏も賛成しておられる(『天照大御神に白す辞別の位置考』『延喜式祝詞講』昭和二十六年九月刊、所載)。

次に、河野省三博士はこの江見氏の説に対して「私の考へでは、この辞別の文は生島足島神の祝詞に辞別として其の一部分とするよりも、同じ九条家本の之とほぼ形式を同じくする月次祭の祝詞に

も、別行となつてをるやうに、従来の通り、取別けたものとして見る方が至当であると信ずる。島の八十島を地方的にうしはかれる皇神等に白す詞が、之を総括すると皇神の全国的勢力を表現する状態となる関係上、全国を統治する神威を有し給ふ伊勢に坐す天照大御神の御神徳を称へねばならぬのは全く自然である。而して、御年神、宮中の神々から、諸国の山口と水分とに坐す神々に申す詞の間に、天照大御神に白す詞があるのは固より当然である。」(『宮地博士の『神祇と国史』(新刊紹介)『国学院雑誌』大正十五年十一月号)と述べられた。次田潤氏も、その著『祝詞新講』(昭和二年七月刊)の「辞別きて」の項に、「特に言葉を改めていふ意。天照大御神に対しては格別に祈願する所があるので、冒頭に此の一語を置いたのである。」と解釈しておられる。但し、次田氏は「釈」の項ではこのように言われながらも、その「評」の項では「江見氏の説の如く、生島足島神を祭る祝詞に対する辞別であるとするのが穩当であらうと思はれる。」と述べておられる。これは次田氏自身、どちらと決めかねる所があったことを示すものであろう。

以上、以下の小論を進める上で参考となる指摘もあり、正確を期するためいくらか長文の引用となったが、お許しいただきたい。さて、以上の諸説は、

① 伊勢大神宮祈年祭の祝詞についての「辞別」であるとする

説

② 前の「生島の御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞」について「辞別」であるとする説

③ 天照大御神に白す詞であるから、特に他と取りわけていうために「辞別」を冠したのであるとする説

の三つに要約することが出来よう。

ここで私は、これら一つ一つの説について検討しようとは思わな
い。それは、以下の祝詞の詞章そのものの分析から、おのずと明らかになることであるからである。

二

まず、小論を進めるのに必要な(六)「生島の御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞」と(七)「辞別きて、伊勢に坐す天照大御神の大前に白す詞」を、ここに引用しよう(以下、祝詞の本文および訓読文の引用は、青木紀元氏著『祝詞』〔桜楓社〕による)。

(六) 生島の御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、生国・足国と御名をば白して、辞竟へ奉らば、皇神の敷き坐す島の八十島は、谷蟻のさ度る極み、塩沫の留まる限り、狭き国は広く、峻しき国は平らけく、島の八十島墮つる事無く、皇神等の依さし奉るが故に、皇御孫の命のうづの幣帛を称へ辞竟へ奉ら

くと宣ふ。

(七) 辞別きて、伊勢に坐す天照大御神の大前に白さく、皇神の見霽かし坐す四方の国は、天の壁立つ極み、国の退き立つ限り、青雲の靄く極み、白雲の墮り坐向伏す限り、青海の原は棹柁干さず、舟の艫の至り留まる極み、大海に舟満ちつづけ、陸より往く道は、荷の緒縛ひ堅めて、磐根・木根履みさくみて、馬の爪の至り留まる限り、長道間無く立ちつづけ、狭き国は広く、峻しき国は平らけく、遠き国は八十綱打ち掛けて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば、荷前をば皇大御神の大前に、横山の如く打ち積み置きて、残りをは平らけく聞こし看さむ。又、皇御孫の命の御世を、手長の御世と、堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂し御世に幸はへ奉るが故に、皇吾が睦神漏伎・神漏弥の命と、うじ物頸根衝き抜きて、皇御孫の命のうづの幣帛を称へ辞竟へ奉らくと宣ふ。

このうち(七)について、鈴木重胤は「古文の神妙此に尽せり」『講義』参之巻)と言ひ、安藤正次氏も、「祈年祭の祝詞のうちで、とりわけてわれわれの注意をひくのは」この「一節である。」と言つて、「これは、わが古代の国民の、国土の開発、国勢の展開、皇室の隆昌に関する念願を如実にいひあらはしたものと見ることが出来る。出雲風土記意宇郡の条に見えてゐる国引伝説の文章を、古文

の巧妙なものとして賞美する人が少くないが、わたくしのみるところでは、祈年祭のこの条の文の方が、古文としては、はるかにまさつてゐる。これは、古文の妙をきはめてゐるといふべき、古事記上巻の、速須佐之男命の天に上られる時の記事、また天照大神と速須佐之男命と宇氣比をされる時の記事の勁健には及ばないところはあ

るが、氣宇の雄大なるにかなつてゐる筆致の鋭さは、萬葉の傑作と匹敵するに足るであらう。」（『奏宣の文学』『古典と古語』昭和十七年八月刊、所収。のち『著作集4』に所収）と賞讃され、また次田氏も「稀に見る名文」であり、「これほど壮快を覚える文章は、日本文学中に類例がないであらう。」（『新講』）と激賞されている。これに對して石母田正氏は、その「古代文学成立の一過程——出雲国風土記所収「国引き」の詞章の分析——」（『文学』昭和三十二年四・五月号。のち『日本古代国家論第二部』に所収）において、この（七）にも「狭国者広久、峻国者平久、遠国者八十綱打挂互引寄如事」と国引き詞章の断片が見えることに論及され、この部分が、「内容からみて、その前後の詞章全体にたいして、不調和なもの、あるいは異質なものを感ぜしめる。」「この部分はもちろん譬喩として挿まれているのであるが、譬喩としての必然性をもっているであろうか。」と問題を提起され、詳しく検討された結果、「全体と不調和な異質なものであることはあきらか」であり、「国引きの詞章の断片としてのこの句

は譬喩としても必然性のない、古錢のように文字の磨滅した句としてとどまっている。」と批判された。この御見解には、後に述べるように私としては従えないが、とにかく、この句がこれまでの解釈の仕方では解釈する限り、「全体と不調和」なものに映ることは事実であり、その点を指摘された眼識には敬服せざるを得ない。

私は石母田氏の御指摘とは別にこの祈年祭の祝詞を幾度か読み返して、この（七）の「辞別」の文章が、論理的に文脈をたどって解しようとする、鈴木重胤や安藤氏・次田氏の賞讃にもかかわらずなにかすっきりとしない、むしろ文脈の通りの悪い、すなわち解のしにくい文章であると感じてきた。そして、その文脈の通りの悪さが、実は石母田氏の御指摘の個所をも含めて、この文章の切継ぎ・挿入に起因することを察知するに至った。

以下に、まずそのことを論証したい。

- A 辞別、伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久、
- B 皇神能見霽志坐四方国者、天能壁立極、国能退立限、青雲能靄極、白雲能墮坐向伏限、
- C 青海原者、棹柁不_レ干、舟艫能至留極、大海爾舟満都_レ氣互、自_レ陸往道者、荷緒縛堅互、磐根・木根履佐久弥互、馬爪至留限、長道无_レ間久立都_レ氣互、
- D 狭国者広久、峻国者平久、遠国者八十綱打挂互引寄如事、

E 皇大御神能寄奉波、

F 荷前者、皇大御神能大前爾、如^ニ横山^一打積置^三、残^乎平聞看。

G 又、皇御孫命御世乎、手長御世登、堅磐爾常磐爾齋比奉、茂

御世爾幸閉奉故、皇吾睦神漏伎・神漏弥命登、宇事物頸根衝

拔^三、皇御孫命能宇豆能幣帛乎称辞竟奉^久宣。

この文章の構造に注意して見ると、Gは「又」の接続詞が示すように附加的な文として当面の考察から除くとして、BはC・Dを越えてEに係り、CはDを越えてEに係り、Dは言うまでもなくEに係る。そして、B・C・Dをすべて承けた条件句Eは、Fという述部を得てこの文章は完結する、という構造になっている。Bは、天照大神が日の神として見はるかしておいでのなる、その天地の果てまでもの広大な国土を、皇御孫命（即ち、時の天皇）に寄せ申し上げられることを述べるのであるが、Cはいったい何を述べているのであろうか。青海原に満てつづけられる舟はいったい何の舟であり、陸路に隙間なく立てつづけられる馬は、いったい何の馬なのであろうか。そのことを明示する語句がこの文には見えない。ただ、後半部に「荷緒縛堅^三」とあるのと、後のFに「荷前者……」とあるのとを、萬葉歌「東人の荷前の箱の荷の緒にも妹は心に乗りにけるかも」（巻二・一〇〇）によって結びつけることによって（この結びつけは、既に賀茂真淵の『祝詞考』においてなされている）、このCの馬は

「荷前」、即ち諸国から朝廷に奉られる「初穂の貢物」を運ぶのであると知られ、又、舟も同様であることが知られるばかりである。このことが文中に明示されていないために、何について述べているのかははっきりしない、従って通りの悪い文章だということになるわけだ、これはやはりこの文章の欠陥といえるであろう。そして、CとFとが「荷前」について述べている点で、親近関係にあることが知られるであろう。次にDは、石母田氏の御指摘の個所であるが、氏がこの句を譬喩ととらえられたのは、やはり前のCの句にわざわいされていると言うべきで、この句は譬喩ではなく、言葉の通り、国土を好ましい状態に整え、より一層広大なものにして、皇御孫命に寄せ申し上げることが述べられていると解すべきである。ここで注意せられることは、前のBがこのDと同じく、皇御孫命に「国土」を寄せ申し上げる、ということ述べていることである。この点において、BとDとが、Cを飛びこえて、親近関係にあることが知られる。

「BとD、CとFとが親近関係にある。」

このことに注目して、ふりかえって（六）との文章構成上の対応関係を見ると、次のようになる。

(六)		(七)	
I	生島能御巫能辞竟奉皇神 等能前爾白久、	A	辞別、伊勢爾坐天照大御 神能大前爾白久、
II	生国・足国登御名者白互、 辞竟奉者、	B	皇神能見霽志坐四方国者、 天能壁立極、国能退立限、 青雲能靄極、白雲能墮坐 向伏限、
III	皇神能敷坐島能八十島者、 谷蟻能狭度極、塩沫能留 限、	C	青海原者、棹柁不干、舟 艫能至留極、大海爾舟滿 都々氣互、自陸往道者、 荷緒縛堅互、磐根・木根 履佐久弥互、馬爪至留限、 長道无間久立都々氣互、
IV	狭国者広久、峻国者平久、 島能八十島墮事无、	D	狭国者広久、峻国者平久、 遠国者八十綱打挂互引寄 如レ事、
V	皇神等能依志奉故、	E	皇大御神能寄奉波、
VI	皇御孫命能宇豆乃幣帛乎 称辞竟奉 ^久 宣。	F	荷前者、皇大御神能大前 爾、如 ^三 横山 ^二 打積置互、 残 ^乎 平聞看。

G	又、皇御孫命御世乎、手 長御世登、堅磐爾常磐爾 齋比奉、茂御世爾幸閉奉 故、皇吾陸神漏伎・神漏 弥命登、宇事物頸根衝抜 互、皇御孫命能宇豆能幣 帛乎称辞竟奉 ^久 宣。
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

この表に見るように、IはAと、IIIはBと、IVはDと、VはEと(後述)、そしてVIは表現を異にするけれども一応Fと(後述)、それぞれ対応する、という構成になっていることがわかる。(六)のうち、ひとりIIの対応句が(七)に見えないのは、IIは、(三)「大御巫能辞竟奉皇神等能前爾白久、神魂・高御魂・生魂・足魂・玉留魂・大宮乃壳・大御膳都神・辞代主登御名者白而、辞竟奉者、」(四)・(五)も同じ形式)のように、この祈年祭の祝詞にあって、御巫の祭る神に白す祝詞の常套形式の句であって、天照大御神の場合には必要としない句であるからである。また、V・VIに対応するE・Fが、V・VIとちがって「皇大御神の寄さし奉らば」・「荷前をば皇大御神の大前に、横山の如く打ち積み置きて、残りをば平らけく聞こし看さむ。」と、仮定形になっているのは、後に述べるように本来はCを受ける句の故であって、この(七)が草された初めの段階

では、Eは「皇大御神能寄奉故」、Fは、VIと同じように、この祝詞の常套的結びの句である「皇御孫命能宇豆乃幣帛乎称辞竟奉^登宣。」(二)(四)(五)(六)(八)(九)(十)、みな同句)か、天照大御神に白す詞であるから、いくらか丁重の度を加えて「皇吾陸神漏伎・神漏弥命^登」(三)、もしくは「皇吾陸神漏伎・神漏弥命^登、宇^事物^頸根^衝拔^三」(七)の「又」の結び)を前の常套句に冠した表現かであったと推測される。

すなわち、(七)が(六)の「辞別」として草された最初の段階では、「生島の神」と「天照大御神」との神徳の違いの故に、おのずからその表現を異にはするものの、その文章構成においては、前に推測したように、(六)と殆ど同じ構成のものであったと考えられるのである。そして(六)と同様、文脈の整然とした、極めて通りのいい文章であったということになる。即ち、天照大御神がその日の神としての御神徳として、見はるかしておいでになる限りの国土を皇御孫命にお寄せ申し上げ、更に国土を好ましい状態に整え、一層広大なものにしてお寄せ申し上げます故に云々と、一貫して「国土」を寄せ申し上げるといふ天照大御神の神徳の賞讃で、文脈はすっきり通るわけである。また「辞別」の語の冠せられている理由も、前の(六)「生島の御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞」と同じく「国土」について述べているのであるから、その「辞別」

であるとして、極めて明解に納得がゆくのである。

ところが、その整然とした文脈をうち割って、C・E・Fという天照大御神のもう一つのより根源的な神徳、即ち「荷前」を陸からも海上からも続々と皇御孫命に寄せて下さるといふ神徳(祝詞ではこのような表現となっているが、それは皇御孫命の立場でとらえた段階での表現であって、その奥には、天照大御神が稲を豊かに稔らせて下さるといふ、より直接的な神徳が仰がれていることは言うまでもない)に祈求する文が二次的に挿入されたわけである。そして、これを挿入する段階で、前に述べたE・Fの個所も今見る表現に改められたと考えられる。(六)に対応句のないCと、Dを飛ばして、E・Fをつなぐならば、これまた前の「国土」の場合と同様、こちらは「荷前」を豊かに寄せて下さるよう祈求するということで、筋の一貫した文脈のすっきりと通る文となるのである。私はこのC・E・Fは、後にも述べるけれども、その表現の古色を存している点からみて、もとは別にあつた一つの完全なる祝詞の部分であると考えられる。別にこのC・E・Fを含む祝詞があつたということは、宮中において、この祈年祭とは別に、特に伊勢に坐す天照大御神に「荷前」を豊かに寄せ給えと祈願する祭祀が執り行われていたか、もしくは執り行われたことがあつたことを意味するであろう。

以上に述べたことから、今見る(七)の成立過程を整理するなら

ば、

〔一〕まず、この「辞別」が初めて作られた段階では、「辞別」にふさわしく(六)の「生島の皇神等の前に白す詞」に全く対応する形、すなわち「A・B・D・E(但し、前に推測した形)・F(同上)」というすっきりした形のものであった。：
〔第一次段階〕

〔二〕そこに、別に存した祝詞の一部分「C・E・F」が、挿入された。……〔第二次段階〕

これは祈年祭において、天照大神に仰ぐ神徳が加増されたことを意味する。

〔三〕さらに、その後に「G」が附加された。……〔第三次段階〕
これまた神徳の加増である。神徳の加増は、仰ぐ側からいえば崇敬の念の増大を意味し、仰がれる天照大神を主体に言え、神威の拡大を意味する、ということになるが、祈年祭は令に規定された国家の祭祀であるから、そこに政治的意図をともなうであろうことは、推察に難くない。

と、このようになるのであろう。

私は前にこの(七)の「辞別」の文章について、「論理的に文脈をたどって解釈しようとする、なにかすっきりとしない、むしろ文脈の通りの悪い、解釈しにくい文章であると感じてきた。」と述べ

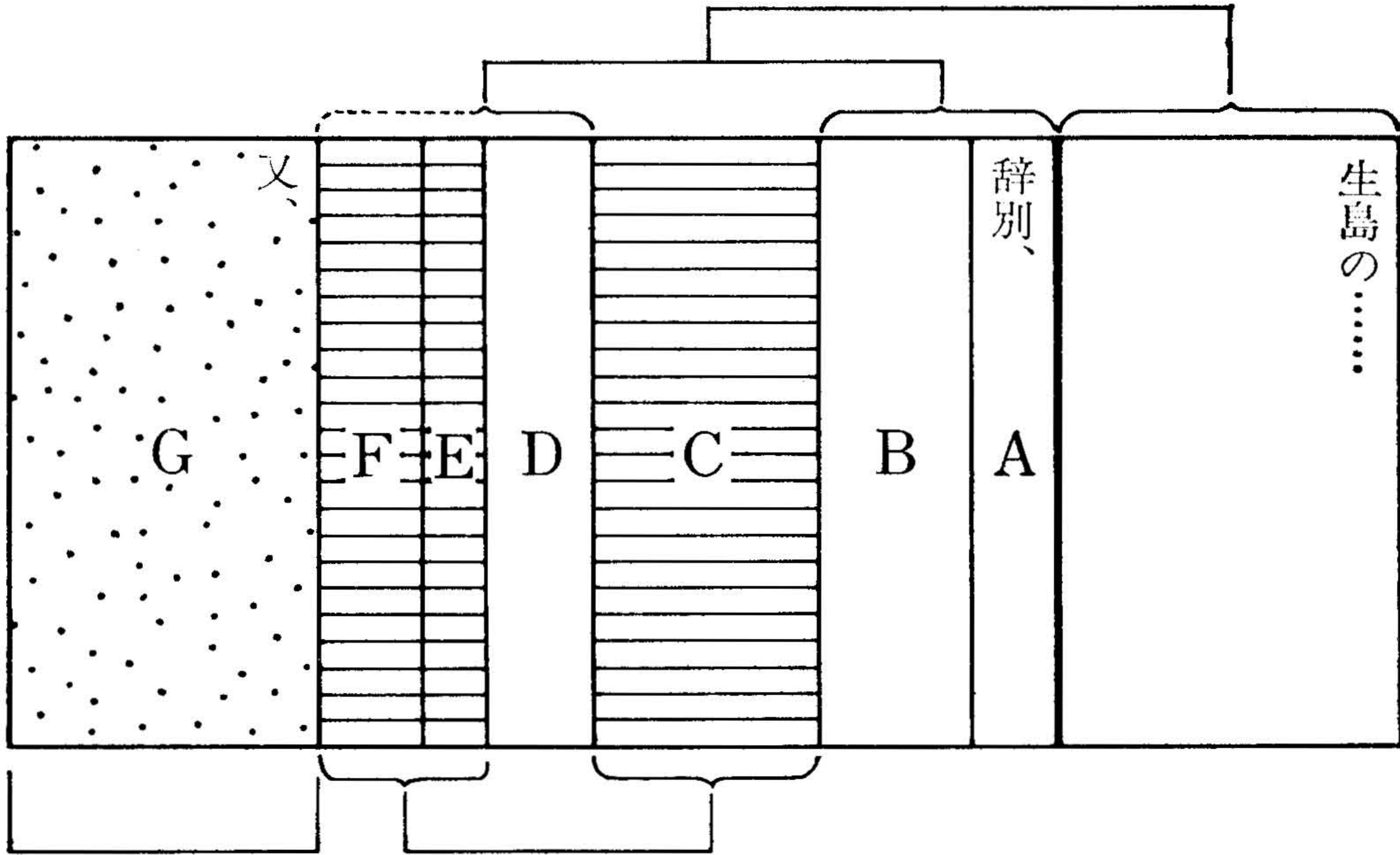
たが、それは右に述べたように、趣旨の異なる二つの祝詞を結合して一^{ワン・センテンス}文(A・F)に仕立てたために、一文の中に、二つの事柄が入り混っているためであることが、今や明らかになったと思う。

以上に述べてきたことを図示すれば、次頁の図のようになる。

こうして、前に見た「辞別」についての論争も、おのずから決着を見ることになる。やはり本来は、江見氏の言われる九条家本の書式にかかわらず、その文章の分析からいっても、「生島の皇神等に白す祝詞」についての「辞別」であったのである。「九条家本の書式にかかわらず」と言うのは、一例をあげれば、(六)の生島の皇神等に白す祝詞もまた、すぐ前の(五)の御門の皇神等に白す祝詞に連続して(改行せずに)書かれているのであって、この「辞別」が(六)に連続して書かれていることは、私見からいっても好ましいことではあるけれども、絶対的な証拠とはなり得ないのである。けれども、江見氏がこの九条家本の書式に発想を得て展開された御見解は、まさしく正鵠を射っていたのである。

けれども、従来は、私見のように「国土」と「貢物」(『荷前』)と二つの祝詞の結合であることが指摘されることがなかったので、この「辞別」の解釈もこれまでの注釈書類には往々にして、天照大御神が皇御孫命に「国土」をお寄せ申し上げるといふ神徳の方が、見落されている。それは、今見る(現行の)「辞別」を文脈の通りの

原形
(第1次段階)



祈年祭祝詞についての一考察

附加
(第3次段階)

挿入
(第2次段階)

わるさに気づきつつも、そのままに解釈する限り、無理のないことではあったけれども。

すなわち、Bの句が「国土」について述べているのであることがわからず、「皇神能見霽志坐四方国者」を次のCの「青海原者」「自陸往道者」と並列と解して、Cの句の解釈から逆にBの句も、天照大御神が見はるかしておいでになる天地の果てまでも広大な地域から、「貢物」の荷前が献られる、ということ述べているのであると解しているのである(次田氏『新講』、金子氏『祝詞講』など)。

さらに、Dの句の解釈にも、苦心してきたように見える。賀茂真淵は、「遠国者云云は、三韓は本よりにて、くさぐさの国も、追くに貢奉りし事、いにしへ多かりし故にいへり、又狭国は広くとは、出雲風土記に、其国狭く作りしとて、新羅、その外の国の余りを、八十綱かけて、引よせし事をいへり、それらの意におなじ」(『祝詞考』上巻)と言い、鈴木重胤は、「狭国者広久は(中略)青海原者棹柁不干舟艫能至留極大海原尔舟満都々気氏より受て、皇御孫命の所知食す国の良々に弘り行く事を云り、皇国は更にも云はず、海外なる国々の貢調を奉る事の広くなる此皇御孫命の御国の広まる表也」(『講義』参之巻)と言い、また次田潤氏は、「三韓の朝貢や、支那の来貢などの史実によつて、叙べてゐるのであるが、『八十綱打掛けて云々』の句は、出雲風土記の国引の伝説に基いてゐるのであ

る。」(『新講』)と述べて、三者ほぼ同様に、D一句のうちに、「貢物」のことと「国土」のことを重ね合わせて、外国をも帰順せしめるといふような政治的な拡大解釈に陥っているようである。また、武田祐吉博士は、「延喜式載する所の祈年祭の祝詞の一節、伊勢に坐す天照らす大神に白す文のうちに、皇神の見はるかす四方の国は海陸の道に、引き続き貢物を運ぶことの譬喩に、『狭き国は広く、峻しき国は平けく、遠き国は八十綱うちかけて引き寄するとの如く』といふ句がある。これは遠い国は多くの綱をかけて近くに引き寄せる意であつて、特に陸路を遠くから貢物を運んでくることを叙する譬喩として適切である。しかしその前にある峻しき国は平けくの句は、峻路も安らかにの意と解することができるが、狭き国は広くの句は、この場合、適切であるとは思はれない。どうもこれらの句の前身が、土地を広くすることについて述べてゐるやうに見られるのである。」(『国引の詞の考』『出雲国風土記の研究』昭和二十八年七月刊、所収)と述べて、この句をも、前のCの句と同じように「貢物」を運ぶ譬喩表現と解しようとして行き詰まり、この句の本来あるべき解釈に気づかれつつあるのは、流石と言わねばならぬ。

なお、本来の「辞別」に、別に存した古い祝詞の部分を挿入して一つの祝詞に仕立てた段階(第二次の段階)で、そのことを行なつた

者(神祇官人であろう)は、Bの句を本来の意味とは異った意味に転換させて、つまり今見たように「国土」のことから「貢物」のことに転換させて、Cの句と並列する句として、仕立てたのでないか、それならこれまでの注釈書がそう解しているようにその方向で解釈するのが至当でないか、と言われるかも知れない。しかし私は、然らず、と考える。もし、そうなら、Bはそれでよいとして、本来はBと連続していたDの句はどうなるのか。この「辞別」を、一貫して「貢物」を中央朝廷に運んでくることを述べたものだと扱えた諸先学、近いところでは武田博士や石母田氏にしても、Dの句の存在の意味がわからず、武田博士の場合は今見たとおりであり、石母田氏の方は、前に見たように、この句は「全体と不調和な異質なものであることはあきらか」であり、「譬喩としても必然性のない、古銭のように文字の磨滅した句としてとどまっている。」と言わざるを得なかつたのである。この「辞別」を仕立てた者に、Bを「貢物」の方に転換させる意図があつたのなら、当然Dの句は削り去つたであらう。しかして私は、Bの句もDの句も、その本来の意味を転換させたり磨滅させたりはしていませんと考えるのである。ただ私も、この「辞別」が「文脈の通りの悪い、解釈のしにくい文章である」と述べたように、この「辞別」を仕立てた者に文学的能力が乏しかったために、せつかくの材料を十分に按排できなかったの

だ、としか言いようがないと思う。しかも、二次的に挿入された「貢物」についての叙述の方が、より具体的にイメージが鮮明であるために、この方が優勢となつて、本来の「国土」の方は分断されてしまったこともあって、それだけ存在のかげが薄れてしまったのだ、と言えらると思う。

では、この今見る「辞別」（但し、後に附加されたと考えられるGについては、また別に考えることとして、当面の考察からは省く。従つて、ここにいう「辞別」とはAからFまでの文とする）の成立年代はいったい何時ごろに帰せられるであろうか。そのことを究明するために、史的考察が必要である。

三

『古事記』の序文に、元明天皇の徳化を讃える、

御ニ紫宸ニ而徳被ニ馬蹄之所ニ極、

坐ニ玄扈ニ而化照ニ船頭之所ニ逮。

（紫宸に御して徳は馬の蹄の極まる所を被ひ、玄扈に坐して化は船の頭の逮ぶ所を照らしたまふ。）

という句がある。この対句について、山田孝雄博士はその『古事記序文講義』（昭和十年十一月刊）において、

さてこの「馬蹄之所極」「船頭之所逮」は本邦の古語を漢文に

したのである。祈年祭、月次祭の天照大神に申上げる祝詞の中に見える。

として、私の分類ではB・Cに相当する条を挙げられ、

これから出たのであることは著しい。太安萬侶が祈年祭や月次祭の祝詞を知つてゐたことは、その意味を漢文であらはし、この上表文に應用してゐるのでわかる。之を逆にして考へるところの上表文を書いた、和銅五年に既に、祈年祭月次祭の祝詞があつたこととなる。これが祝詞の歴史の上の一つの楔となる。即ちこれらの祝詞の古さが、これより下らず、奈良朝以前に既にあつたのであるといふ事になる。

と、述べておられる。けれども、Cの句、即ち、

青海原者、棹柁不_レ干、舟_レ艦能_レ至留極、大海爾舟滿都_レ氣豆、

自_レ陸往道者、荷緒縛堅豆、磐根・木根履佐久弥豆、馬爪至留

限、長道无_レ間久立都_レ氣豆、

の、今問題とされる「舟艦能至留極」という句は、「舟の舳が閭へてこれ以上進むことの出来なくなる海の果まで」（『祝詞講』）という意であり、また、この句に相對する「馬爪至留限」という句は、

「馬の爪が閭へてこれ以上進むことが出来ない陸の果まで」（同上）

という意であつて、これはむしろ中央から地方へ行く叙述であり、地方から舟や馬で続々と「貢物」が中央朝廷に寄せられるさまを述

べるこの文の叙述とはその方向が逆となり、この文脈にはあまり適切でないために、「理解し難いことである。」という指摘が金子氏によってなされている(『祝詞講』論註篇「天照大御神に白す詞の構造」考)。たしかに言われる通りで、このCの文脈にあっては、これら二つの句がない方が素直にすっきりと通るのである。であってみれば、この相對する兩句も後からの挿入という可能性がないでもないということになる。

次に、『萬葉集』卷第十八の次の歌、

天平感宝元年閏五月六日より以来、小旱を起こし、百姓の

田畝やぐや稍しほくに凋しほむ色あり。六月朔日に至りて、忽たちまちに雨雲の

気を見る。よりて作る雲の歌一首短歌一絶

天皇すめらみの 敷敷きます国あめの 天あめの下した 四方よもの道みちには 馬うまの爪つめ い尽つ

くす極きはみ 舟ふね舳のへの い泊はつるまでに 古いにしへよ 今の現いまに 萬よろづ調つき

奉まっるつかさと 作りたる その生なり業ひを 雨降あめらず 日ひの重かさなれ

ば 植うゑし田いも 蒔まきし畑はたけも 朝あさごとに 凋しほみ枯かれ行く そを

見れば 心を痛いたみ みどり子の 乳ちち乞こふがごとく 天あまつ水みづ 仰あや

ぎてそ待まちつ あしひきの 山やまのたをりに この見みゆる 天あまの白しろ

雲うみ 海わたつみ神かみの 沖みづつ宮みや辺へに 立ち渡わたり との曇ぐもりあひて 雨あめも賜たま

はね (四一二二)

反歌一首

この見ゆる 雲はびこりて との曇り 雨も降らぬか 心こころ足たら
ひに (四一二三)

右の二首、六月一日の晩頭ひのくれに、守かみ大み伴み宿すく禰ね家か持ぢ作しる。

この歌こそは、今見る「辞別」が、発想の基盤にすえられていることの明確な歌である、と言えよう。そこには、金子氏の指摘された「舟艫能至留極」「馬爪至留限」の句も、順序こそ逆にはなっているけれども、そのままに文脈に位置を占めていたことを示している。従って、この歌こそは、前の古事記の序文よりも一層直接に、また明確に、今見る「辞別」存在の一つの時点を押さえることのできる絶好の資料である。ちなみに大伴家持は、金子氏の指摘された問題については、氏ほど厳密には考えず、おおらかに解していたようである。私も、この兩句は貢物を奉ってくる範囲の広さをいうために挿入されたのであって、厳密に言えば金子氏御指摘の通りであるが(御指摘は御指摘として貴重であるが)、家持と同じようにおおらかに解してよいと考える。

こうして、古事記の序文、そして序文よりは家持の歌によって、いっそう明確に「辞別」の存在がたしかめられるわけであるが、更にさかのぼって、この「辞別」成立の由来を探るためには、この「辞別」の宣読される祈年祭・月次祭について考える必要がある。

この兩祭については、『神祇令』に次の如く規定されている。

仲春 祈年祭

季夏 月次祭

其祈年月次祭者、百官集_二神祇官_一。中臣宣_二祝詞_一。忌部班_二幣帛_一。

とある。

この両祭について、特に祈年祭について、詳細かつ実証的な研究を遂げられたのは西山徳博士であった（『祈年祭の研究』『日本学士院紀要』第七卷第二・三号、昭和二十四年十一月・十二月。のち『神社と祭祀』昭和四十年六月刊、所収）。博士は「月次祭と祈年祭とは同様な性質ではあるが、月次祭の方が古き成立を有する」ことを論証され、

「祭祀として固定され、神祇令、延喜式に規定せられし厳密なる意味の祈年祭は、古き時代より呼ばれし『としごひのまつり』とは明らかに区別すべきであり、その祈年祭の成立に至るまでに、『としごひのまつり』と呼ばれたのは月次祭であったと考えるべきである。」と言われ、「祈年祭は月次祭より分離して別個に意識的に成立したものであり、（従来考えられてきたように……粕谷注）新嘗祭に対するものではない」ことを明らかにされた。そして、その祈年祭の成立年代については、「まず天武天皇の四年に祈年祭として形成される端を開き、後順次整えられて浄御原令の規定となり、さらに大宝令にうけつがれたものと考えられる」と言われ、「神祇官の成立

祈年祭祝詞についての一考察

は浄御原令にまつものである」が、「天神地祇に奉幣する祈年祭の成立は、この神祇官の成立と時を同じうするものと言わなければならない。」と述べておられる。

こうして、博士は、月次祭より分離して別個に新しく意識的に成立した祈年祭の成立を、『浄御原令』にもとめられるのであるが、この点については、私は考えを異にする。

まず、祈年祭の史書に見える初めは、『続日本紀』の文武天皇慶雲三年二月庚子の条に、

是日、甲斐・信濃・越中・但馬・土左等国一十九社、始入_二祈年幣帛例_一。其神名具_二神祇官記_一

と見える記事であるが、その書きぶりからしても、四時祭の最初を飾る恒例の祈年祭がそれ以前に成立していることは言うまでもない。私が注目するのは、同じく『続日本紀』に見える次の一連の記事である。

大宝元年十一月丙子_八。

始任_下造_二大幣_一司_上。以_二正五位下弥努王・従五位下引田朝臣

余閑_二為_二長官_一。

大宝二年二月庚戌_{十二}。

是日、為_レ班_二大幣_一、馳_レ駆追_二諸国々造等_一入_レ京。

大宝二年三月戊寅_{十一}。

正五位下中臣朝臣意美麻呂・從五位下忌部宿禰子首・從六位下中臣朝臣石木・忌部宿禰狛麻呂・正七位下菅生朝臣国棟・從七位下巫部宿禰博士・正八位上忌部宿禰名代、並進位一階。^{十一}

大宝二年三月己卯。

鎮大安殿大祓。天皇御新宮正殿齋戒。惣頒幣帛於

畿内及七道諸社。

大宝二年七月癸酉。

詔。……又在山背国乙訓郡火雷神、毎旱祈雨、頻有徵驗。宜入大幣及月次幣例。

これらの記事については、これまでも注意されており、特に西山博士に詳しい研究があつて、これらの記事のもつ意義については既に解明されている（『造大幣司考』『徳島大学学芸紀要（社会科学）』第六号、昭和三十一年三月。のち前掲書に所収）。博士はこれらの記事に見える「大幣」なる語こそは「祈年幣帛」と同意語であること、また、これらの記事が、大宝元年八月癸卯の日に完成をみ、翌年より逐次施行せられた『大宝令』の規定によるものであることを明らかにされた。けれども、前述のように「祈年祭の成立」を『浄御原令』によるとみられる博士は、「大宝令では一段と整備せられたのだ、と解しておられる。私は、『日本書紀』の天武天皇紀・持統

天皇紀を閲するに、諸神祇への班幣（頒幣）の記事が散見はするものの、そこにはなお制度化され、恒例の国家的祭祀としての祈年祭が成立しているとは見られず、これら大宝元年から二年にかけての一連の記事に見られる、何かあわただしさとフレッシユな意気込みこそは、初めて『令』に「仲春祈年祭」として制度化されたことを示すものでないかと思うのである。即ち、まず大宝元年十一月八日の記事は、その八月三日に完成を見た『大宝令』に「仲春祈年祭」という規定がなされ、翌年二月にはその班幣を行わなければならぬため、「造大幣司」なる役所が設置され、その長官が任命されて、その準備が進められたことを示すものであり、次の二年二月十三日の記事は、規定によって祈年祭を執り行い、その大幣（祈年幣帛）を全国の諸社に班たなければならぬために、諸国に馭馬を馳せて急ぎ国造を都に招集したことを示すものであり、次の三月十一日の記事は、西山博士が推定されたように、この祈年の「造幣にあずかった神祇官人達の褒賞としての上階」であったと解せられ、その翌日の十二日の記事は、大安殿で大祓を行なった後、天皇親ら新宮正殿におでましになって齋戒され、畿内と七道の諸社に祈年の幣帛を頒たれるという大がかりな儀式が執り行われたことを示している。これらの記事からわかるように、この年の祈年祭とその班幣は準備万端ととのってスムーズに執り行われたというよりも、二月十三日

の「馳^{ハシ}駆^カ追^ツ」諸国々造等「入^イ京^{キョウ}」という記事に示されているように、遅れぎみで、それ故にあわただしく、それでいて、大變大掛りである。遅れぎみであるのは、最初のこととて勝手もわからず、準備に大變時間がかかったためであり、また大變大掛りであるのは、最初のことなるが故に大變意気込んでいるためだ、と解せられないであろうか。私には、後には「祈年幣帛」と言われるのを、この大宝一・二年の記事にだけ「大幣」と表現されていることにも、そのことは端的に示されていると思われるのだが、いかがであろうか。

なお、大宝の神祇令に祈年祭の条があったことは、『神祇令集解』の「仲春 祈年祭」の条に、「於^ニ神祇官^ニ、惣祭^ニ天神地祇^ニ。百官々人集。別葛木鴨名為^ニ御年神^ニ。祭日、白猪白鷄各一口也。」を「古記之文」とことわっていることよって確実である。「古記」は大宝令の注釈書である。

こうして、祈年祭の成立を『大宝令』の制定によると考える私は、従来存した月次祭の祝詞に(一)「御年の皇神等の前に白す詞」を挿し加え、新たに祈年祭の祝詞を作りあげたのも、やはりこの時であったと考える。月次祭の個々の祝詞が、天武・持統朝に既に成立していたと考えられることは、その内容(特に地名)から推しても納得のいくところである。

このような点から、当面の今見る「辞別」成立の最終年代も、大

宝二年までさかのぼらせることが可能であろう。もっとも、これは確実なところとして推定しうる年代であって、さらにさかのぼらせ得る可能性は十分にあるわけであるが、それには月次祭についての歴史的解明が必要であり、なお今後の課題としなければならぬ。

前に見たように、太安萬侶の古事記序文や、大伴家持の歌に、この「辞別」に拠ると認められる表現があるのは、神祇令に「其祈年月次祭者、百官集^ニ神祇官^ニ。(下略)」とあり、また「古記之文」にも「於^ニ神祇官^ニ、惣祭^ニ天神地祇^ニ。百官々人集。(下略)」とあるように、太安萬侶・大伴家持ともに、朝廷の官人であった時に、実際にその祭に参集して、自分の耳で、祈年祭・月次祭の祝詞の一部としてのこの「辞別」を聞いたことがあったことを示すものである。

四

では次に、この「辞別」の祈年祭・月次祭の祝詞の全体に占める位置はいかがであろうか。

この点について西山博士は、「皇室の祭祀において、天照大神の祭が、個々の祭の統一については、その中心をすことも亦当然のことである。」と述べられ、御自身のお考えを図示されたその図においても、天照大神を中心に据えておられる。今、この点を検討して

みたい。

まず祈年祭は、博士が論証されたように、「月次祭が基となって意識的^{（意）}形成されたもの」であるが、その月次祭は、その祝詞が示すように、それまで皇室において個々に祭られていた種々の祭を、いつの時に、か（この点が重要であるが、今はこうしか言えない）総合・統一して成立した祭である。その結果として、月次祭の祝詞は九つの祝詞の集合、祈年祭の祝詞は十の祝詞の集合という姿を呈しているのである。前に論証したように、「伊勢に坐す天照大御神の大前に白す詞」は、「生島の御巫の辞竟え奉る皇神等の前に白す詞」の「辞別」（附属文）である。ということは、月次祭の祝詞として総合・統一される以前は、江見氏が論ぜられたように、「生島足島神に仕へ奉る御巫が、先づ我が主として仕へ奉る生島足島神を祀りて其の余意を辞別の詞もて、伊勢に坐す大御神に白」したものだ、ということになるであろう。但し、その時の「辞別」は今見る「辞別」ではなくして、前に論証したように、「辞別」の名にふさわしく「生島の皇神等の前に白す詞」に全く対応する形の「辞別」、即ち第一次段階のものであったと考えるべきである。この段階の「辞別」は「生島の皇神等に白す詞」と同じく、皇御孫命に「国土」をお寄せ申し上げるといふ神徳を讃えるという点で、両者そのテーマを同じくするものであったのである。では、どうして生島の御巫

が、併せて天照大神をも祭ったのかといえは、それは河野博士が言われるように、「島の八十島を地方的にうしはかれる皇神等に白す詞が、之を総括すると皇神の全国的勢力を表現する状態となる関係上、全国を統治する神威を有し給ふ伊勢に坐す天照大御神の御神徳を称へねばならぬのは全く自然である。」という理由からであったと考える。但し、江見・河野両氏とも、生島の御巫が併せて天照大神をも祭ることになった契機をなす、天照大神と「国土」との関係については想い到られていない。そのことは、また後に述べる。

この第一次段階の「辞別」に、第二次段階の挿入が行われた時こそ、まさしくこれらの個々の祭が月次祭として総合・統一された時、即ち月次祭の成立の時であった、と私は考える。月次祭は西山博士が明確に論証されたように、令に規定された祈年祭成立以前の「としごひのまつり」であり、その「月次」という名の通り、もとは毎月齋行された祭であった。従って、「としごひのまつり」である以上、天照大神に初穂の貢物である「荷前」を豊かに寄せ給えと祈求するのは当然のことである。第二次段階の挿入はこうしてこの時点で行われた、と私は考える。その結果として、本来は「生島の皇神等の前に白す詞」の「辞別」にすぎなかったものが、その枠を破って、西山博士の御指摘のように、月次祭の中心をなすが如き観を呈するに至ったのである。その点に、この「伊勢に坐す天照大御

神の大前に白す詞」の冒頭に「辞別」ことわきての語の冠せられていること、わかりにくさがあった。

なお、第三次段階の附加のなされた時期についても考えるべきであるが、今は省く。

五

では、この「辞別」に仰がれている天照大神の神徳、即ち、第一次段階の皇御孫命に「国土」をお寄せ申し上げるといふ神徳、また第二次段階の「荷前」ニ「初穂の貢物」をお寄せ申し上げるといふ神徳は、それぞれ天照大神とどのように結びつくのであろうか。

私の考えるところでは、まず「国土」の方は、『神代紀』の天孫降臨章、第一の一書に見える、天照大神の瓊瓊杵尊への神勅、即ち、

勅_ニ皇孫_ニ曰、葦原千五百秋之瑞穂国、是吾子孫可_レ王之地也。

宜爾皇孫、就而治焉。行矣。宝祚之隆、当与_ニ天壤_ニ無_レ窮者矣。

と、深い関わりがあると思われるし、また「荷前」の方は、天照大神の神徳としてはより直接的であり、わかりやすいわけであるが、これも天孫降臨章の第二の一書に見える、天照大神の天兒屋命・太玉命への神勅、即ち、

勅曰、以_ニ吾高天原所御齋庭之穂_ニ、亦当_レ御_ニ於吾兒。

と、深い関わりがあると思われる。

即ち、この二つの神勅は、祈年祭・月次祭の成立と深い関わりがあるということになる。とすれば、この二つの神勅の成立年代を考える上にも、一つの大きな示唆を得ることになるが、その問題については、また別に論じることにはしたい。あるいは、この二つの神勅のうちの後者の方は、一見関係が乏しいように見えるかも知れないが、この神勅が、『神祇令』に「其祈年月次祭者、百官集_ニ神祇官_ニ中臣宣_ニ祝詞_ニ。忌部班_ニ幣帛_ニ。」と規定のある、中臣氏・忌部氏の祖先神に下された神勅である点において、祈年祭・月次祭とは密接な関係のある神勅であると思われるのである。

《紹介》

佐藤一芳著「上代文学論考」

○萬葉集「第九番の歌の論考」(第一章・第三章)を主体に、第四章として特殊研究(一、古事記、風木津別之忍男神の「木の訓」について、二、相楽・相模の訓について、三、御津(三津)の所在について、ほか一篇を収める。

○昭和五十一年十二月二十日発行。A5判 口絵写真一葉、一三〇頁。定価二、五〇〇円。

○申込み方法 〒662西宮市苦楽園四番町二三―四 の著者宛に現金書留により、萬葉学会会員である旨を記し送金のこと(送料著者負担)。

黄葉片々

赤人の春雑歌四首について

清水克彦

萬葉集卷第八、春雑歌の部に、山部赤人の、古来有名な、次の短歌四首が載せられている。

春の野にすみれ摘みにと来し我ぞ野をなつかしみ一夜寝にける

(一四二四)

あしひきの山桜花日並べてかく咲きたらばいたく恋ひめやも

(一四二五)

我が背子に見せむと思ひし梅の花それとも見えず雪の降れば

(一四二六)

明日よりは春菜摘まむと標めし野に昨日も今日も雪は降りつつ

(一四二七)

この四首は、「山部宿禰赤人が歌四首」という、作者と首数のみを記した、まことにそっけない題詞のもとに一括されており、従って、題詞から、作品の意味や、四首の構造を考える手がかりを得る

ことはできない。四首の構造については、『私注』が、一四二四の「作者及作意」の条で、

以下赤人の歌であるが、春雑歌に分類し得るものを取り集めたもので、各首間には関連はない。……

と、きわめて明確な口調で、構造の存在を否定しているが、これ以外には、諸注にまったく触れるところがない。

わたくしは、近年、この各首間には関連があり、この四首は、明確な構造を持っているのではないかと考えるようになった。以下に、わたくしの考える構造と、この作品の意味とを開陳して、読者の御批判を仰ぎたいと思う。

第一首と第四首、第二首と第三首の間には、素材の面で、次のような共通性が見出される。すなわち、第一首では、「春の野」における「すみれ摘み」が歌われているが、第四首では、おなじく「野」における「春菜摘み」みがりあげられている。また、第二首の「桜花」に対して、第三首には「梅の花」が見えており、これらは、第一、四首の「すみれ」、「春菜」が草であるのに対して、木の花としての共通性を持っている。

第一首と第二首、第三首と第四首の間にも、次のような共通性が見出される。

第一首を、すみれ咲く春の野に対する賞讃の歌と見ることに異存

はなかるうが、第二首もまた、桜の花に対する賞讃の歌である。も
っとも、「山桜花」が「日並べてかく咲」かぬのは事実であり、こ
の事実こそくして、桜の花期の短いのを惜しみ嘆く心を述べた作品
は、後世に例が多い。しかし、この歌の下三句、「日並べてかく咲
きたらばいたく恋ひめやも」は、花期が短い故につのる恋心を強
調することによって、「山桜花」を賞讃しているのであり、花期の
短さを惜しみ嘆いているのではない。窪田氏の『評釈』が、

……その時代（平安朝——清水注）の散るを惜しむという意識
は、ここには強く働かず、眼前の花に心を打ち込んで、「見れ
ど飽かぬ」を懂れにまでもってゆくという、積極的な心として
いつているのである。……

と述べたのは、きわめて行き届いた注であると思う。

第一、二首が、春の野や花に対する賞讃の心を述べているのに対
して、第三、四首では、嘆息の心が述べられている。すなわち、第
三首では、「我が背子に見せむと思ひし梅の花」が、雪のために、
「それとも見え」ないのを嘆き、第四首では、おなじく雪のために、
春菜の摘めないことが嘆かれているのである。

ところで、この四首、第一、二首は男性、第三、四首は女性の立
場で作られたものとは考えられないであろうか。

第三首の「我が背子」は、作者が赤人であるところから、諸注多

赤人の春雑歌四首について

く赤人の友人（男性）と解している。萬葉もこの頃になると、男性
が男性の友人を「我が背子」と呼ぶ例があらわれはじめ、げんに藤
原房前も、大宰帥大伴旅人に送った返書の中に、

言問はぬ木にはありとも我が背子が手馴れのみ琴土に置かめや
も（巻五・八一二）

の一首を記し、ここで旅人を「我が背子」と呼んでいる。

しかし、「我が背子」は、本来、女性が親しい男性を呼ぶ言葉で
あった。この歌（一四二六）についても、いずれも、赤人の友人と
見る説と併記するかたちにおいてではあるが、『総釈』（藤森朋夫氏）
に、「女の作になぞらへてものした」もの、『私注』に、「女性の為
の代作」、岩波の大系に、「女の作」、と見ることも可能である旨が
述べられている。これらは、「我が背子」の本義から見て、おおい
に可能性のある解釈と云うべきであろう。

第四首には春菜摘みが歌われているが、集中には、この歌の他、
「春菜」を「摘む」という語句を含む歌として、なお次の四例があ
る。

- (1) 春山の咲きのをるりに春菜摘む妹、が白紐見らくしよしも
（巻八・一四二一 尾張連）
- (2) 国栖らが春菜摘むらむ司馬の野のしばしば君を思ふこの頃
（巻十・一九一九）

(3) 難波辺に人の行ければおくれるて春菜摘む子を見るが悲し
さ(卷八・一四四二 丹比屋主)

(4) ……をとめらが 春菜摘ますと くれなるの 赤裳の裾の
春雨に にほひひづちて 通ふらむ 時の盛りを いたづ
らに 過しやりつれ… (卷十七・三九六九 大伴家持)

右の内、(2)を除く三首は、それぞれ傍点を施した「妹」、「子」、「をとめら」の語によって、春菜を摘むのが女性であることがわかる。(2)についても、それを国栖の女と見ることができないわけではない。

もっとも、菜を摘む仕事に男性がまったくかわらなかつたというのではない。事実、集中にも、

(5) 伎波都久の岡のくくみら我摘めど籠にも満たなふ背など摘
まさね(卷十四・三四四四)

(6) あかねさす昼は田賜びてぬばたまの夜のいとまに摘める芹
これ(卷二十・四四五五 葛城王贈歌)

(7) ますらをと思へるものを大刀佩きて可爾波の田居に芹ぞ摘
みける(卷二十・四四五六 薛妙観命婦報贈歌)

の如き例があるし、げんに、赤人作四首の内、第一、二首を男性の立場での作とする私見に従えば、第一首の「すみれ摘みにと来し我」は、男性であるということになる。また、大宮人の行楽行事として

の野遊には、当然男性も参加した筈である。しかし、「春菜」を「摘む」という語句を持った先の(1)~(4)の例に加えて、(6)の葛城王贈歌に対する(7)の薛妙観命婦報贈歌で、「ますらをと思へるものを」と歌っていることから知られるように、菜を摘むのは本来「ますらを」の、ではなく、女性の役割であった。第四首を、女性の立場での作と見ることは、けっして可能性のないことではないと思われる。

第一、二首を男性、第三、四首を女性の立場での作とする私見が、かりに認められるとすれば、この四首は、男性の立場で春に対する賞讃の心を、女性の立場で春に対する嘆息の心を述べて、男女が唱和する構造を持つものということになる。また、先に述べたように第一首と第四首、第二首と第三首の間には、素材面での共通性が見出されるが、この対応は、かつて渡瀬昌忠氏が、「柿本人麻呂における贈答歌―波紋型対応の成立―」(「美夫君志」第十四号)で述べられた、波紋型の対応ということになる。

もっとも、この四首の配列順序は、西本願寺本に拠るもので、紀州家本では、一四二四と一四二五の順序が逆になっている。この部分分は、両本より古い写本として『類聚古集』が現存するが、この写本は、類聚の原則によって、各首を「須美礼」(一四二四)、「桜」(一四二五)、「梅」(一四二六)、「若菜」(一四二七)の部に分載しており、従って、ここには原本の配列順序を推測する手がかりがな

い。わたくしは、「春の野に」と、一首の冒頭に「春」を示した一四二四を、この四首の冒頭歌としてふさわしいものと考え。すなわち、西本願寺本の順序が、原本の配列順序だったと推測するのである。しかし、かりに紀州家本の順序がもとの姿であったとしても、紀州家本の配列における第一首（一四二五）と第三首（一四二六）、第二首（一四二四）と第四首（一四二七）が対応することになり、これは渡瀬氏の言われる流下型の対応で、この場合にも、四首の間に整然たる構造が見出されることには変りがない。

さて、この四首の構造を右の如く理解した場合、ある季節の賞讃すべき一面と、嘆息しなければならない一面とを併せ歌ったという点で、これと類似する作品が、赤人以前にも一つあったことが想起される。それは、「春山万花之艶」と「秋山千葉之彩」とを「競ひ憐れびしめたまふ時に」、額田王が「歌を以ちて判こま」った歌（巻一・一六）である。もっとも、赤人の四首では、対象が春に絞られ、春の景物も、鳥、花といった一般的な表現ではなく、すみれ、桜花、梅の花、春菜と、個別化している。また、男女唱和の趣向は、赤人の作にのみ見られるものである。ここに、漢詩の世界を、まだ生まれたばかりの和歌にとりあえず移した額田王の作と、和歌的世界の格段に深化充実した時期における赤人の作との相違が見られることは言うまでもない。しかし、赤人の四首が、和歌史的に、額田

王の作に連なるものであることは間違いないところであろう。そして、自然への愛に目覚めた赤人に、額田王の作を継承することのよきな作品があるということは、考えてみれば、むしろきわめて当然の事柄であったと言いきではないだろうか。

（附記）本文で述べたように、赤人のこの四首は、額田王の巻一・一六を継承するものと考え、一四二七の「標めし野」は、「あかねさす紫野行き標野行き」（巻一・二〇）の「標野」を踏まえた語句ではないかと思う。この歌（二〇）は、夏五月五日の、蒲生野における薬獵のさいの作であるが、おなじく野の草を摘む行事にかかわる歌であり、しかも、一六とおなじく額田王の作だからである。

「おぼのびに」と「とぼしろし」

——付けたたり、「をぐきがきぎし」——

森 重 敏

萬葉集 卷六（九八六）に、湯原王月歌

はしきやしまぢかき里の君来むと大能備尔かも月の照りたる

とある、その「大能備尔」は、オホノビニと訓まれ、「大野辺ニ」あるいは「大伸^{オホノ}ビニ」と試解されながら、いずれも落着かないままにおかれている。オホノビニは、オ・ホ・ノ・ビいずれも上代特殊仮名遣からすれば乙類の仮名である。しかも、乙類もオ列の其れがオ・ホ・ノと連続するのであるから、オホノは本来はアハナであり、そのア列音の連続がここではむしろ臨時的にといつてもよいほど特例的にオ列乙類音へといわゆる交替したものと見てよい。オホノビニは他に所見もない語彙だからである。ア列とオ列乙との交替は相互的でないし可逆的に行なわれたものでもない。かならずア列からしてオ列乙へと転ずるのである。ここでもアハナがオホノになったものである。ということとは、この特殊なオホノビニという語彙の意義は、アハナビニの形に戻すことによつてかならずや明らかにすべき方向

に出るであろうということである。

ただし、オホノビニのホは、むしろボであり、すくなくともボ相当、ホ・ボは清濁相通的といふようなボであったと思われる。原字面の「大」はもちろん通常「オホ」であるが、ここでは特に「オボ」に借りられたものであろう。萬葉ではないが、たとえば日本書紀 神代下（第十段一書第三）に、「オボ（凡・臈）鉤」「大鉤」と宛てた例もある。

オボノはアバナに戻るが、アバナとは、おそらく形容詞アバネシ（遍）の語幹アバネに同じであらう。そして、その形容詞アバネ（ナ）シが動詞形になったのがアバナブであり、アバナビニはその連用形準体言法アバナビに格助詞ニをとり、意義からはふたたび形容詞に近く、形態からは状態副詞連用形に準ずる格を占めることになった形である。それはあたかも、「神直備大直備尔見直し聞直し坐して」（祝詞—御門祭）におけるナホシ—ナホブ—ナホビニに同じい。オボノビニはつまりは、あまねくの義である。袖中抄に「或書云おほのひにとはゆたかにしつかなりといふ也是江都督説也」というのも、静夜の月光の遍満した照明をいったものであると思われ

る。なお、いうまでもなく、アマネシはアバネシともいった。名義抄に「徧」「偕」「皆」を「アハネシ」「アマネシ」と訓む。また、ア

バネシは語幹アバナのナが語尾シと結びついたときの音転である。そのナ(a)からネ(e)へという五母音系列のなかでの音転は、たとえばユタカユタケシ、シヅカーシヅケシといった、カ(a)∨ケ(a-i)というエ列乙類化をもってするもの以前の正格的な音転である。ケ(a-i)のような乙類化による音転はいずれかといえばこの正格に対して準じた変格である。

同じく萬葉集 卷三(三三四)に、山部赤人登神岳歌

……明日香の舊き京師は 山高み河登保志呂之 春の日は山し
見がほし 秋の夜は河し清けし 旦雲に鶴は乱れ 夕霧に蛙は
驟く……

とあり、ないしそれを襲った大伴家持思放逸鷹夢見感悦歌(卷十七
一四〇二二)に

大王の遠の朝廷ぞ み雪落る越と名に負へる あまざかる鄙に
しあれば 山高み河登保之呂思 野を広み草こそ茂き 鮎走る
(波之留)夏の盛りと 島つ鳥鶉養が伴は 行く河の清き瀬ごと
に 篝さしなづさひ上る……

ともある、そのトホシロシという形容詞も、語幹トホシロはタハシ
ラに戻りうるが、それはすなわち、タバシル(走)という動詞、そ
の未然形であったのではないかと考えられる。トホシロシはおそら

「おぼのびに」と「とぼしろし」

く、もとはタ走ル勢いの激しさの形容であった。トホシロシはむしろトボシロシであった。ホーボの相通はオボ(ホ)ノビニにも見たところである。

萬葉に、タ走ルを霰についていい、サ走ルを鮎「子」についていっているように、走ルは、馳スの自動詞形であるが、水の盛んに湧き出る井戸を「走り井」、間歇的に噴出する温泉を「走り湯」といい、また、地名に「走水「の海」」があり、さらに、「石走り滾ち流るる泊瀬河絶ゆることなく」(九九二)「石走る瀧もとどろに」(三六一七)「石走(流・激)る垂水」(三〇二五・一一四二・一四一八)のような、慣用的なまでの形でことには水について、その奔騰するさまをいうのに用いられた。「山高み」と対句にして「河トボシロシ」といわれたのも、山の高くそり立つのに対して河の水のタ走ルように勢いよく流れるさまを形容したものである。なお、名義抄に、「奔流」「奔波」「奔浪」「奔湍」などと熟し走の義をもつ「奔」を「ハシル」、「进水」「进沫」などと熟し走散・逸走・涌の義をもつ「进」を「トバシル、ホドハシル」と訓むのも参考になる。

トホシロシについては大唐西域記(長寛元年点)の「時既ニ古昔ナリナバ人ノ骸偉大ナレバ國俗相伝シテ之ヲ福地ト謂フ」の「偉大」の訓トホシロシがよく引かれるが、その「偉」は、奇・異の義としては「メヅラシ、アヤシ」であり(名義抄)、美の義としては「ウル

ハシ」であり(同)、大の義としては「オホイナリ」である(字鏡集)。名義抄はこのほかに「タクマシ、タ、ハシク、オト、ケシ」などの訓をもあげる。「タ、ハシ」はたとえば「フトコガカリ 壯ニ及リテ容貌魁_{ミカタチス}レテ偉_{タタ}シ」(綏靖即位前紀)の「偉」であり、「オト、ケシ」は「先ニ羅漢有リ。形量_{カタチ}ノ偉_{オトトケ}ク大キナリ」(大唐西域記)の「偉」である。いずれも義として「タクマシ」にも親縁する。これら「偉〔大〕」についての訓点語の一つとしてのトホシロシは、タ走_{ハシ}ラシとしてこゝには水勢に即しての奔騰の義であった語源から分化したものであったと思われる。なかんずく「タ、ハシ」はタタフ(湛・溢・漲)の形容詞形であり、漾・無涯際・広大之貌の義の「瀆」は、「タ、フ」のほか「タ、ヒアカル、タ、ヒカヘル」などとも訓み(名義抄)、水勢との間に連絡がある。

しかしながら、これら訓点語自体、すでにトボシロシの原義についての明確な記憶は薄い。ことに、神代紀下(第十段本文、海宮遊幸)の「大小之魚」につけられた「ト、ホシ、ロク、チヒサキイヲドモ」の諸古訓、御巫本日本紀私記の「大小之 止乎之呂久知比左岐」の訓における「トホシロク」は、たとい「魚」がまさしくサ走_{ハシ}ル物であったとしても、そこから由来した訓ではなく、もっぱら「偉〔大〕」関係の、「大」が「トホシロシ」と結びつきすでにその語源の忘れられたところで、「小」の「チヒサキ」に対して実は「オホキ〔ナ

ル〕」とこそ対すべき「大」を古語ではそうともいったであろうとして、擬古的に附せられた、そのような事情による誤った訓である。ちなみに、「大小之魚」は、古事記上巻の「はたのひろもの 鱧_{ハタノ}広物・鱧_{ハタノ}狭物」(天孫降臨・海幸山幸)によって「大小魚」(海幸山幸)をそう訓むべきであると同様に、よろしく「ハタノヒロモノ・ハタノサモノ」と訓むべきである。

トボシロシはこのように、はやく語源的な原義から離れ、平安朝以後は一般には「遠白し」の字を宛てることでも暗示されるような、気高く奥深いといった義(日本国語大辞典)、ないし「遠白」の文字通りに近い、遠目にも著しい義のトホシロシとなった。「偉〔大〕」の訓点語をもとにして上代以来後世までのトホシロシを一律に偉大・雄大・広大の義とする説(橋本進吉「とほしろし」考)はいかがであろう。また、かりに一律「大」の義であるとしても、その義がトホシロシという語形からどのようなようにして生じたかの解明をしないこの説は、肝腎な点で理解できないものである。その肝腎なことをしなかったのは、おそらく、トホシロをトホとシロとに分析してみても解明に結びつかなかったためであろうと察せられるが、そのことを伏せた上に、なすべき当然の解明を、それとはまったく別な、用いるべきでない危険な語源からの語義推定ということに、慎重を持したかのような口吻で摩り替えて、隠蔽した意図があらわ

である。

また同じく萬葉集 東歌(三三七五)に

武蔵野の乎具奇まきしが雉立きざしち別れ去にし夕より夫ろに逢はなふよ

とある、その「乎具奇」は、「小岫(洞・畑) || クキ」とすれば「奇」がイ列乙類のキであるのに適わず、疑問未詳とされているが、「具奇 || クキ」はクク(潜)という動詞の、いかなれば(u-i)名詞法であると考えられる。クク(潜)は四活の動詞であるから、「春されば伯勞鳥の草具グキ見えずとも吾れは見やらむ君が辺りをば」(萬葉一八九七)の「もずの草潜キ」のように、当然に本来の連用形名詞法「潜キ」をもったが、そのほかに「潜キ」のような、すなわち、その終止形「潜ク、(u)」に、それこそが一般に特殊仮名遣の乙類を成すことになる契機としてのイ(i)を加重し、キ(u-i)として、いまひとつの名詞をなす法をもった。そのような(u-i)名詞法は、本来の連用形名詞法に、連用形的である点でも名詞そのものとなる点でも並行的に準ずるものである。同じ東歌から類例を一つだけ引けば、「誰れぞこの屋の戸押そぶる尔布奈未ニフナミに我が夫を遣りて齋ふこの戸を」(三四六〇)のニフナミ(新嘗)がそれである。ナミは、動詞ナム(嘗)のム(u)にイ(i)を加重して出来たナムの(u-i)名詞法である。四活系以外の、たとえばさきのアバナブのごときは、「おぼのびに」と「とぼしろし」

上一活ないし上二活と考える限りで、連用形アバナビがただちに終止形ブ(u)へのイ(i)加重形そのもので成り立ち、したがって準体言法にも、さらには純然たる名詞法にもなりえた。

「草潜キ」は、「もず」だけでなく、いわゆる「雉まきしの草がくれ」の成句もあるように、「潜キ」する「雉」ということも充分に考えられるであろう。「雉」は、「春の野にあさり」(萬葉一四四六)「梶の野にさをどり」(四一四八)「浅野に立ちさわく」(三八八)「さ」野つ鳥ツツであり(三三三〇、古事記上巻―高志幸婚)、ここでは「武蔵野」に「草潜キ」するものである。「立ち別れ「去ぬ」」の序となるのも、草に潜き隠れて見えなくなるところからである。

なお、その「潜キ」に冠せられている「乎」は連体詞ヲ(小)である。上代の用例としては、ヲは「小野」「小鴨」のように純然たる名詞に連体したもののばかりであるが、まったく名詞化したものとはいえ動詞連用形名詞法からの「放はな「髪」」に連体した例もあり、「小潜キ」もさしずめこの種のものといつてよい。平安朝に入れば、たとえば後撰和歌集(五三八)「を止みせず雨さへふれば沢水のままさるらむとも思ほゆるかな」のような、連用形準体言に「を」を冠した例も見られる。

(五一・九・二)

書評

北山茂夫著 『續萬葉の世紀』

東野治之

本書は北山茂夫氏の第五論文集である。北山氏は著名な日本古代史家であり、特にともすれば国文学や国語学の対象とのみされがちな萬葉集を早くから古代政治史の史料として積極的にとりあげ、幾多の清新な研究を発表してこられた。既に刊行されている『萬葉の世紀』や『日本古代政治史の研究』などは、その代表的成果といつてよい。ここに紹介する『續萬葉の世紀』は、その題名が示す通りこれらにつながる論集として編まれたものである。本書には左の十七篇の論文が収録されている。

前篇

古代政治史と萬葉集

萬葉集の形成

近江朝における宮廷文化の様相

憶良、旅人と家持の世界

若き日の家持像―實證的傳記の試み―
萬葉における「みやび」の發現について
天平文化論
萬葉研究の成果に學ぶ

後篇

日本における英雄時代の問題によせて
蘇我倉山田石川麻呂の事件の一考察
律令體制の成立
平城上皇の變についての一試論
攝關政治序説

附篇

日本近代史學の發展
西岡虎之助先生を憶う
夏目漱石
吉野作造略傳

主題は必ずしも萬葉時代に限らず、著者の卷末記にもある通り多彩な内容をもつ。これはとりもなおさず北山氏の活動分野の広さを示すものだが、本誌の性質上、当面七・八世紀に関係する論文に限って紹介の対象としたい。

まず前篇に一括された諸篇は、本書の主題と直接結びつく萬葉関

係の論考である。

「古代政治史と萬葉集」は、萬葉集に代表される古代文芸の展開を古代政治史の諸段階と対応させつつ概観したもの。筆者の立場をよく示す高度な概説となっており、以下の各篇の総論をも兼ねている。

「萬葉集の形成」は、萬葉集を勅撰的性格をもつ巻一、二と、それに続く私撰的巻々々にわけける通説の上に立ち、前者を持統天皇の時代に、後者を宮廷内でみやびの成熟する奈良朝以降の所産としてとらえ、後者の中心人物として大伴家持の役割に説き及んでいる。

「近江朝における宮廷文化の様相」は、初期萬葉をはじめとする近江朝の文化創造の担い手を律令体制成立に伴って現われてきた官人層と結びつけて考察した論文である。北山氏は、政治都市である都に集住し、氏族結合よりは国家の体制に依存する律令官人の出現と、そこに培われた官人意識が、白鳳文化を生みだした大きな原動力であったとし、その初期の領導者として斉明女帝の存在を重視している。

「憶良、旅人と家持の世界」は、家持の有名な「山柿の門」に対する言及を手がかりに、白鳳の宮廷詩人や白鳳人的個性をもつ旅人・憶良と家持との間に横たわる断絶の問題を論じている。

「若き日の家持像」では、比較的史料に富む家持の青春期が、恋

愛と結婚、歌作、政界への対処という三点から考察されている。ま

ず恋愛・結婚については、七三九年の坂上大塚との結婚を境に華やかな女人遍歴がほぼ打ち切られ、それが歌作にも反映して相聞歌の減少、ひいては相聞歌収集への無関心をもたらしているとする。次に歌作の面では、女人遍歴を契機に天平初年から始まること、また萬葉に新風を吹き込んだ旅人・憶良の創作活動を少年期にまのあたりみて、天平初期の作歌を筆録する適任者となったことを推測する。また政界との関わりでは、藤原八束や橘諸兄・奈良麻呂父子との親交、とりわけ反藤原氏的な橘氏との関係を指摘し、にも拘らず天平期の内乱の過程では、古い伴造意識をいだいて中間派の立場を貫いたことを述べる。総じて「家持の行動と思想、あるいは歌作の原型は、ほとんどすべて、その青春期に、個性的特質をおびて發現していた」というのが結論である。

「萬葉における「みやび」の發現について」は、日本文芸の美的基盤をなしてきた「みやび」（風流）の源流を古代の詩歌の中で検討し、その荷担者との関係を考察した論文である。北山氏によれば、「みやび」（風流）は、みずからを「ますらを」とも「みやびを」とも意識した古代の貴族・官人の間に発現した。その原初的な形は、既に大化前代の支配者集団における饗宴などの場にあられていたが、それが本格的な形をとるのは、大化改新によって公民制が

確立し、これまでの支配者が官人として組織された七世紀後半以降のこととする。官人とは、中国風の文章製作をはじめとする教養と律令法的思考を身につけた政治的人間の一類型であった。近江朝前後には、饗宴や遊獵の場を背景に個人的な創造の営みが盛んになり、そこで生まれた文芸には官人的行動を遂行してゆく中で生じた官人たちの内面の葛藤が反映するようになる。そのような美の様式化されたものが「みやび」であったというのである。この論旨は、はじめに紹介した「萬葉集の形成」や「近江朝における宮廷文化の様相」とも相互に関連するもので、古代文芸の性格を律令官人の教養や意識の面からとらえた点に新鮮さが感じられる。

「天平文化論」は、本来歴史講座の一篇としてかかれた概論である。しかし通例の概論とは異なり、奈良時代の歴史は頻発した内乱の中にその性格を現わしているとする筆者は、奈良時代の文化事象をも社会的政治的情勢の中でとらえようと試みた。天平文化の創造者達は、とりもなおさずこの政争の渦中を生きた人々であったから、この概論は文化創造者の面からみたユニークな奈良時代文化論となっている。

「萬葉研究の成果に學ぶ」は、吉野裕著『防人歌の基礎構造』と清水克彦著『萬葉論集』の二著に対する書評をあわせて一篇としたものである。

このような内容をもつ前篇に対して、後篇には日本古代史そのものに関係する諸論考が収められている。

「日本における英雄時代の問題によせて」は、戦後一時期華々しく展開された所謂「英雄時代論」についての所感である。日本古代に氏族成員の総意を体した独立的豪族の割拠・抗争する時期があったとみる英雄時代論は、古代の歴史過程を天皇制への一方的傾斜とみず、そこにより多様な諸相があったことを示す意図のもとに、はじめ石母田正氏によって唱えられた。石母田氏は日本の英雄時代を四・五世紀頃とする。北山氏は、四・五世紀の日本は既に階級分化を遂げ、総体的奴隸制への傾斜をあらわしていたとする立場から石母田説を批判する一方、英雄時代論がサンフランシスコ講和会議以後の民族主義的傾向のたかまりの中でゆがめられ、ヤマトタケルノミコトを大和政権下において「階級的に没落する群小豪族の代表者」とみなすことによって、古代史の歴史的な把握をあいまいにしている状況を指摘した。この論文は、英雄時代論華やかな一九五三年に発表されたものであるが、その分析は適確で英雄時代論のゆがみと変貌を論じた部分はとくに迫力のあるものとなっている。四世紀の社会については、英雄時代論の趣旨を生かしつつ、より「民主的」な段階とする説もあるが、英雄時代論のもつ政治的イデオロギ―としての性格と限界をえぐった論考として、学説史上重要な位置

を占めるといえよう。

「蘇我倉山田石川麻呂の事件の一考察」は、大化五年、時の右大臣石川麻呂が讒言をうけて自殺した事件の原因を、大化改新の主導権をめぐる改新派グループ内での葛藤から解明している。石川麻呂は、中大兄皇子や中臣鎌足などに誘われて改新派に加わったが、蘇我本宗の滅亡後は蘇我氏を代表する立場となり、右大臣という官職や外戚としての地位もあって中大兄や鎌足との間に微妙な隔たりを生ずるに至った。北山氏は讒言が大きな力を発揮した理由をこのような力関係に求めている。

「律令体制の成立」は、制度史的な観点からあつかわれがちなこの問題に対して、律令体制成立の指標を明確に設定することにより、史料的な制約をのりこえて律令体制の成立過程を描きだそうとした論文である。北山氏は律令体制の成立度をはかる指標として、(1)官人組織、(2)公地公民制、(3)税制、(4)律令法典の制定、(5)中央・地方の政治勢力と上記諸制度との関係という五点をかかげ、その各々が大化改新以後の政治過程の中でいかに実現されていたかを追及する。結論としては、律令体制の骨組みは白雉頃までにできあがったとし、それが対外関係の危機とからんでより強化された時期を天智朝に考えている。近年ではどちらかというとな律令体制の成立を天武・持統朝以後に求める見解が有力であるが、細かい事実をこた

わらず、歴史の大勢を見極めた上で大化改新から天智朝までを重視したところに本論の特色がある。

以上甚だ不正確で要を得ない紹介となったが、本書を一読して感じられるのは、北山氏の政治史研究に共通する大局的な歴史把握がここにも貫かれている点であろう。特に七世紀半ば以降における古代文芸の展開が、律令官人制（広くいえば律令体制）の成立と不可分の関係にあることを解き明かした「近江朝における宮廷文化の様相」や「萬葉における「みやび」の發現について」などは、文芸の荷担者の側から文学を分析したものとして、文学史家の及びにくい視点を切りひらいていると思われる。勿論同様な視点は、奈良時代をあつかった「憶良、旅人と家持の世界」や「若き日の家持像」にもみられる。こういう意味で、本書は青年時代に北山氏が傾倒されたという津田左右吉『文學に現はれたる我が國民思想の研究』にも似た魅力を備えているといえよう。

ただこれらの諸篇の細部を今日の研究水準よりみた場合、不満な点がないではない。たとえば北山氏は、「近江朝における宮廷文化の様相」において、書紀にみえる斉明女帝の皇孫建王をいたむ歌を根拠に、創作歌を隆盛に導いた人物として斉明女帝の存在を強調しておられるが、土橋寛氏の研究によれば（『古代歌謡全注釈』日本書紀編）、女帝の作と伝える建王の挽歌は女帝その人の作とは認め

がたく、むしろ虚構された物語歌ではないかとのことである。また「萬葉集の形成」で論じられている萬葉集各巻の性格とその成立事情については、近年伊藤博氏によって研究が一段と深められており、それらの成果に立ってより詳細に考えていく必要がある。また語句の解釈では、推古二十年正月紀にみえる推古天皇の歌を、その中に「諾^えしかも 蘇我の子らを 大王の 使はすらしき」とあるところから、遠征軍の将である蘇我氏を送る歌とし、書紀の文脈から切り離して理解すべしとされた(本書一一〇頁)のも疑問の余地がある。「使はす」にはなるほど「派遣」の意はあるが、「使ふ」の尊敬語としての意もあり、この場合も天皇の自称敬語と解して何ら不自然ではないからである。

しかし上にも述べたように、本書の特色は何といっても大局の把握にあり、考証にあるわけではない。事実これらの疑問や不満にも拘らず、それぞれの論旨はその精彩を失うところがない。将来研究の発展につれて部分的に古くなるところがさらにでてくるとしても、本書に盛られた歴史と文学のとらえ方は、常に示唆を与え続けることであろう。

(昭和五十年十一月 東京大學出版會刊 A5判四七一頁 三〇〇〇円)

片桐洋一 監修
ひめまつりの会編著

詞林采葉抄 本文と索引

A5判 上製本 五〇〇頁
定価 一二、〇〇〇円

中世萬葉学の精華

——萬葉集研究に必備の書

- ◇本文 最も善本と思われる書陵部蔵藤浪本をオフセット影印して底本とした。
- ◇校異 天理図書館三冊本と静嘉堂文庫三冊本を底本と対校した。
- ◇補注 「詞林采葉抄」は実証的方法をとっているので引用文献がきわめて多い。その文献の出典と該当箇所を補注の形で掲出し、「六花集注」との関係についてもふれた。
- ◇索引 六種の索引によって膨大な「詞林采葉抄」も自由自在に利用できる。

発行所 **大学堂書店出版部**

京都市中京区河原町通三条下ル
電話(〇七五)二二一—五〇六三

予告

○昭和五十二年度萬葉学会大会（十月一日（土）～三日（月））

当学会本年度（通算第二十九回）大会を、武庫川女子大学との共催により、左記要領により開催いたします。なお、詳細（時間・費用の変更を含む）は次号においてお知らせしますが、とりあえず、研究発表の募集、各種行事の参加由込みを受けます。

一、日程 昭和五十二年十月一日（土）・二日（日）・三日（月）

第一日

公開講演会（一日（土）午後二時～五時半）

挨拶

武庫川女子大学 学長 日下 晃氏

武庫川女子大学 教授 野中春水氏

上代びとの表現

学会代表 小島憲之氏

萬葉歌の技法

武蔵大学教授 神田秀夫氏

懇親会（同日午後五時四十五分より） 会費 四、〇〇〇円

第二日

研究発表会（二日（日）午前十時～午後四時半）

右両日の会場 武庫川女子大学文学部（第一学舎）

第三日

萬葉旅行（三日（月）午前 「明石」に集合し、淡路島へ）

臨地指導 武庫川女子大学国文学教室

見学地 明石（フェリー）→岩屋→「松帆浦」→「野

島」→「浅野の滝」→（伊弉諾神宮）→「飼飯

の海」→淳仁天皇陵→（国分寺）→（磯おのこゝろ廬島

神社）→（大国魂神社）→洲本

費用 五、〇〇〇円（フェリー乗船料・バス乗車料・

昼食・その他諸費を含む）

右のコース、立寄り先等については、武庫川女子大学国文学教室諸氏により、十分の踏査・検分が行なわれます。御期待ください。期間中、当地の代表的な芸能のひとつである浄瑠璃の「人形まつり」が三原郡三原町で催されていますが、主要な祭礼は残念ながら一週間前後はずれています。（へはだか祭）津名郡東浦町仮屋、九月二十二日、伊

弉諾神宮秋季大祭）津名郡一宮町多賀、十月十日）しかし、時間的に余裕があれば、この機会に鳴門観潮・磯釣り

・舟釣り等にお出かけください。

二、研究発表者募集

発表内容 萬葉集に関する各分野の研究

発表時間 三十分 応募締切 七月十五日(金)

申込み先 564吹田市千里山東三丁目 関西大学文学部国文学研

究室内 萬葉学会「研究発表」係

申込手続 題目・氏名・所属と要旨(八〇〇字以内)を御提出
ください。

三、萬葉旅行・懇親会の予約

申込み先 〒663西宮市池開町六一四六

武庫川女子大学文学部国文学研究室(清原和義氏宛)

電話(〇七九八)四七一―二二二二

申込み期日 七月三十日(土)

申込み手続 後日の変更もあり得ることとし、まずは右期日ま

でに、萬葉旅行・懇親会の各項を明記して、お申
込みください。

四、宿舎

お取り扱いいたしませんので、秋の行楽シーズンの折でもあ
り、お早めに各自御都合ください。

なお、懇親会費・萬葉旅行費は、学会第一日(十月一日)に
会場受付において申し受けます。

また、「出張懇請書」御入用の向きは、学会本部宛に御請求

ください。

報告

○投稿規定一部改訂

投稿規定の第五項を、本号より左のとおり改めました。

一、論文掲載の場合は、本誌二部・抜刷二十部を贈呈する。

ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申出があれば実費
でこれに應ずる。

萬葉歌人系譜

厚手上質紙(57×77cm) 四色刷大図版

価五〇〇円 送料二〇円

○澤瀉久孝博士考案 蜂矢宣朗・大浜巖比古・吉井巖三氏補訂

○「萬葉歌人系譜の見方」(別紙解説)つき 袋入り

○揭示・携帯 いずれにも利便

厚手上質紙B6判両面刷 一葉五〇円

送料六〇円

特殊假名遣表

送達の都合上、なるべく、本誌既刊号、右「系譜」等に併せて、
または同志相寄って御注文ください。

○動詞・形容詞・助動詞 各活用表つき

○上代文献解読用に常時必備の小道具

○テキスト・注釈書等に挿入至便

申込先 〒603 京都市北区小山堀池町二九

大地 廣部重汪

振替 京都四二八二八番

○會員名簿補訂 (新入会・住所変更・改姓等)

上田 設夫	680	鳥取市吉方町二丁目四六五	坂井 照弥	862	熊本市長嶺町一七一六一四
上妻 洋一	171	東京都豊島区池袋四一七五〇 桂荘	桜井 治男	516	伊勢市桜木町三〇一三
石井 純子	983	仙台市二軒茶屋二〇一四六 細川方	桜木 幹雄	514	津市丸ノ内養正町七一五
石川 博久	551	大阪市大正区三軒家東二丁目八一二三	佐藤 喜代治	980	仙台市子平町一〇一三〇
稲益 保寿	436	静岡県掛川市掛川一三八〇一	鮫島 正英	891-01	鹿児島市中山町四九四五一七
永広 禎夫	640	和歌山市下町八雄湊ハイッ六〇二	重松 啓子	604	京都市中京区壬生坊城町四八一三 壬生坊城第二市街地住宅2-413
大阪城南女子短期 大学国文学研究室	546	大阪市東住吉区矢田住道町八〇四	島津 忠夫	458	名古屋市緑区ほら貝三丁目一九四
大浜 真幸	632	天理市勾田町一二二	下田 忠	730	広島市戸坂町六八一
岡内 弘子	271	松戸市松戸三一〇二二 横山荘	修猷館高校図書館	814	福岡市西区西新六丁目一一〇
小野寺 静子	001	札幌市北区新琴似十条三丁目	白藤 礼幸	273	船橋市行田町一五一四 船橋行田住宅5-106
加地 俊一	581	八尾市小阪合町一六六一九	親和女子大学 附属図書館	651-1	神戸市北区鈴蘭台北町七丁目一三一
金井 清一	364	北本市本町五一五	聖心女子大学 国文学研究室	150	東京都渋谷区広尾四丁目三一
川上 富吉	359	埼玉県所沢市青葉台一三〇六	高野 正美	192-01	東京都八王子市上川町三八八一
菊池 威雄	247	鎌倉市台五一一一三一	高橋 克美	062	札幌市豊平区平岸四条十一丁目八一二六
岸 正一	577	東大阪市菱屋西一一六一一	高橋 芳江	125	東京都葛飾区金町五一七一一〇 ハイマート金町No.102
北村 英子	577	東大阪市菱屋西三一三六 庫本方	高原 美忠	611	宇治市小倉町西畑四〇一一九
久島 茂	409-04	山梨県北都留郡上野原町川合三六九九	田中 みどり	616	京都市右京区花園天授ヶ丘町二〇一一八 天授荘八
黒川 行信	653	神戸市長田区高東町二一一二〇	次田 真幸	165	東京都中野区若宮二一五一一五
光華女子大学 図書館	615	京都市右京区西京極葛野町三八	寺川 節江	533	大阪市東淀川区東淡路町一一四四、 二一三二七
			中田 義明	800	北九州市門司区大里本町一一五一五

西原能夫	160	東京都新宿区一丁目三四一―一三―一六〇一
針原孝之	157	東京都世田谷区北島山四―四―三
平館英子	191	日野市日野七七八三―一二 宮原コーポ301 桑原方
平山城児	356	川越市下新河岸八一―一七
廣岡義隆	514	津市上浜町一五―一五 三重大学教育学部
保坂達雄	223	横浜市港北区綱島西五―一一―三五
細江幸久	509-12	岐阜県加茂郡白川町上佐見二―三―八一
松本剛	353	志木市本町五―一五―二七
三嶋健男	632	天理市杣之内 天理大学日本語科
宮本千史	820	福岡県飯塚市川島二
望月郁子	420	静岡市北安東三―一〇―二〇美松ハイツB 305
森山隆	814	福岡市西区飯倉七―六―三〇
山際博	948	新潟県十日町市昭和町一丁目 小川方
山下光一	100-06	東京都神津島村一二 須賀原教員住宅
山田美保	615	京都市西京区桂坤町五〇―四
吉川拓男	581	八尾市北本町三丁目九―一二 雜喉方
吉田義視	733	広島市楠木町四丁目 崇徳高校内
吉永登	664	伊丹市桜ヶ丘六丁目三―五
和洋女子大学 付属図書館	272	市川市国府台二―三―一

吉永登先生 上代文学論集

(関西大学国文学会編集・発行)

イハノヒメの物語 吉井巖 古事記抄 允恭記 中西進 古事記訓詁
二題 修理固成 開天石屋戸而刺許母理坐也 西宮一民 富士と筑波
考 植垣節也 九世紀の歌と詩 新撰万葉集 を中心として 小島憲
之 宴げと笑い 額田王登場の背景 直木孝次郎 短歌の語り 人麻呂
の方法 伊藤博 香椎廟宮 志賀白水郎と旅人 憶良 渡瀬昌忠 家
持作 為幸行 芳野離宮之時儲作歌 の背景と意義 神堀忍 興の展開
一家持の依興歌 二首の背景 橋本達雄 衾道を引手の山 橋本四郎 万
葉歌解釈 一、二、三七六三・二七五九歌についての私見 坂本信幸 潮干
乃山と方便海 井村哲夫 「常しへに」と 「若くへに」 付けたり、
「うつつたへに」 「うたがたも」 など 森重敏 ミ語法私按 木下正俊
万葉集の語順 佐伯哲夫 卷十六の特異性 語彙構造の上から 浅見
徹 万葉の鶴 しばひ・しばみち 犬養孝

A5判 本文(8ポ30字×25行×2段縦組) 右の論考18篇
ほか計二〇〇頁 上製本一般頒布残部僅少
頒価二、〇〇〇円 送料二〇〇円

畔田伴存著 萬葉集物名新註 総例 安部

畔田伴存は、翠山又は翠巖と号した紀州藩医員で、江戸後期に活躍
した博物・古典学者として知られる。本書はその未刊書中より、零本
ながら万葉にかかわる書を複写したものである。
これは、解説者が古稀を自祝して縁故者に頌たれたものであるが、
篤学同好の士のために特に乞うて、ここに少数部に限り、仲介の労を
とらせていただくものです。

本文六八頁 附録 香川景樹「すみれの説」二四頁 解説四頁
B5判 総九六頁 頒価一、〇〇〇円 送料一六〇円

申込先 千六〇三三 京都市北区小山堀池町二九

大地 広部重注
振替 京都四二八二八番

編集後記

○「予告」に掲げたように、武庫川女子大学国文学教室の諸氏の御尽力によって、今秋の本年度大会の諸準備が着々進行している。要項に従って、それぞれ期日までに関係先にお申込みを乞う。

○早くに、右大会の講演会講師をお引受けくださった神田秀夫氏に厚く謝意を表する。

○会費の納入については、大体において前納に御協力いただいております、感謝にたえない。

○投稿規定の末項を「報告」に記したとおり、下掲のごとく改めた。とくと御参照のうえ、今後とも奮って御投稿のほどをお願い申しあげる。

○なにしろ、本誌の刊行を学会の会則どおりに季刊にするには、ひたすら会員諸氏のお力添えにまつほかない。
(神堀)

◇お願い◇

- 1 御投稿、書籍・雑誌の御寄贈は学会本部あて
- 2 入会申込み、住所変更・改姓等の届出、学会費の現金(小切手・小為替)による納入、本

誌既刊号の購入等の事務事項は、すべて下記の京都「大地」あてにお願いいたします。

投稿規定

- 1、投稿資格は会員に限る。
- 1、内容は萬葉に関連する各分野の研究論文。
- 1、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度(ただし「黄葉片々」欄は十枚以内)。

1、原稿は一切返却しない。採否決定は編集部に一任のこと。

1、論文掲載の際には本誌三部を贈呈する。抜刷の作製(実費執筆者負担)は、あらかじめ希望のある場合に限る。

萬葉學會会則

- 1、本会は萬葉學會と称する。
- 1、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによつて会員となることができる。
- 1、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を発行する。
- 1、本会は随時、萬葉に関する見学旅行、文

献の展観、研究発表会、講習会、講演会、図書出版、その他を行なふ。

1、会員は、年額二千四百円の会費(誌代を含む)を年度初に納入する。

1、本会の事務は

大阪府吹田市千里山東三丁目

関西大学文学部国文学研究室内(郵便番号五六四)

において行なふ。

昭和五十二年四月二十五日印刷
昭和五十二年四月三十日発行

頒価 六百円

〒564 大阪府吹田市千里山東三丁目

関西大学文学部国文学研究室内
電話(〇六)三八八一—二二二
(内線三九四)

編集・発行 萬葉學會

代表者 小島憲之
振替 大阪二九一四七番

〒603 京都市北区小山堀池町二九

発売事務取扱 大地

代表者 廣部重汪
電話(〇七三)二一—一三六一

昭和五十二年四月三十日発行

萬葉

頒価 六百元

送料 二十円